

消防の動き

347号

平成12年1月

平成12年の新春を迎えるにあたり、全国の消防関係者の皆様に謹んで年頭の御挨拶を申し上げますとともに、日頃の御活躍に対して心から敬意を表し、感謝申し上げます。

さて、我が国の消防は、昭和23年に地域に密着した自治体消防として発足して以来、半世紀が経過し、この間、関係各位のたゆまぬ御努力の積み重ねにより、制度、施策、施設等の各般にわたり着実に発展を遂げ、国民生活の安全確保に大きな役割を果たして参りました。

また、昨年八月に発生したトルコ共和国北西部地震災害、9月に発生した台湾地震災害等への国際消防救助隊の派遣をはじめ、諸外国からの消防技術に関する研修員の受け入れ、諸外国への専門家の派遣など国際協力にも寄与してきております。

しかしながら、社会経済情勢の変化の中で災害の態様も複雑多様化、大規模化の傾向を強めており、昨年も、豪雨や台風による災害、茨城県東海村におけるウラン加工施設放射線被ばく事故など、各地で住民の安全を脅かす災害、事故が発生しております。

こうした中、災害から国民の生命、身体、財産を守るという消防の責務はますます大きなものとなっております、特に本年、発生から満五年を

年頭の辞



消防庁長官

鈴木 正明

迎える阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、災害に強い安全なまちづくりを推進するとともに、総合的な消防防災体制の整備を図っていくことが極めて重要であると考えております。

消防庁といたしましては、消防補助金の確保、地方単独事業に対する財源措置を図りながら、総合的な防災対策の推進、高度防災情報通信体制の整備促進、消防力の強化と教育訓練の充実、消防団の活性化、救急・救助業務の高度化等各般の施策に積極的に取り組んで参りたいと考えております。

なお、本年七月に開催される九州・沖縄サミットの成功に万全を期すため、十分な消防・救急体制の確保について、関係省庁、関係地方公共団体と十分な連携を図りながら、必要な支援等を行うこととしております。

皆様方におかれましても、消防防災行政における様々な連携の強化を推進し、地域住民の安全の確保、これからの消防のさらなる飛躍のために、より一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様方の本年益々の御健勝と御発展を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

も く じ

○巻頭言	消防庁長官	1
○平成12年度消防庁予算案の概要について	総務課	2
○平成12年度消防庁広報テーマと主な行事予定について	総務課	10
○平成11年（1月～9月）における火災の概要（概数）について	防災情報室	20
○平成11年度地方公共団体における総合防災訓練の実施結果の概要について	震災対策指導室	25
○北から南から「災害救助犬の出動に関する協定」の締結	大隅曾於地区消防組合 消防長 上野 淳一	47

平成12年度消防庁予算案の概要について

総務課

1 国の予算案の概要

政府は、昨年12月19日の臨時閣議において、「平成12年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を閣議了解し、これを踏まえ、「平成12年度予算編成方針」を閣議決定しました。これに基づき、12月20日に大蔵原案内示、その後大臣折衝などを重ねたうえで、12月24日に、平成12年度政府予算案を閣議決定しました。平成12年度一般会計予算案は、総額84兆9,871億円で今年度当初予算に対して伸び率3.8%の増で、一般に2年連続の積極型予算と受けとめられる内容となりました。

このうち、国債費及び地方交付税交付金を除く一般歳出は、前年度2.6%の増の48兆914億円となっています。

その内容としては、約3分の1を占める社会保障関係費の伸びが介護保険制度スタートや失業対策費の伸びなどで4.1%の増と大きいものとなっています。また、公共事業関係費については、前年度と同額の9兆4,307億円計上されるとともに、公共事業費等予備費も2年連続して5,000億円計上されました。一般歳出の中でも「経費の合理化・効率化・重点化を図る」という視点から、主要食糧関係費（▲16.7%）、恩給関係費（▲3.6%）、エネルギー対策費（▲2.8%）、経済協力費（▲0.4%）などは前年度を下回りました。

一般歳出以外の歳出は、地方交付税交付金及び地方時例交付金が前年度比10.4%増の14兆9,304億円、また国債費が同10.8%増の21兆9,653億円となっています。

歳入のうち、租税及び印紙収入は、3.3%増の48兆6,590億円となりました。公債金（国債発行額）は、前年度当初に対して5.0%増

の32兆6,100億円となりましたが、これは当初予算ベースでは過去最大で、国債依存度は38.4%に達しています。また、このうち、いわゆる赤字国債は23兆4,600億円で、こちらについても過去最大となっています。こうした結果公債残高は364兆円となり、これは一般会計税収の約7年分以上に相当します。また、国と地方を合わせた長期債務残高は、37兆円増えて645兆円となる見込みです。

2 消防庁予算の概要

上述の国全体の予算編成方針等を受け、消防庁としての予算案の編成作業を行いました。この際、意を用いた点は、「情報通信・科学技術・環境等経済新生特別枠」（以下「特別枠」という。）の積極的な活用を図ること、また、10月に入って編成作業が本格化した平成11年度第2次補正案との適切な組み合わせや前倒しでの確保を図ることなどにより、重点的・効率的に予算を確保することなどでした。

特に、消防補助金にとっては、厳しい編成方針の下で、作業を進めることとなりました。すなわち、消防補助金においては、財政構造改革法上の区分として、いわゆる「その他の補助金等」に分類された補助金は、財政構造改革元年として1割削減された10年度当初予算ベースで全体の3分の2を占めていましたが、この「その他補助金等」に関しては、財政構造改革法の凍結を前提とする11年度当初予算案においても、対前年度比1割削減とされたのに引続き、平成12年度においてもさらに1割削減を行うという極めて厳しい方針が前提となりました。

このため、地方公共団体の財政状況や事業実施の要望等も勘案し、12年度当初の消防補助金予算案では、補助金総額は「その他補助金」の要削減額（11億24百万円）を「制度等見直し対象補助金」の増に振り向けることにより、11年度当初と同額を確保しつつ、緊急性が高いと同時に、地方公共団体にとって財政的により有利な事業を中心にメリハリのきいたものとなるよう工夫した概算要求を行うとともに、先述したように11年度第2次補正予算も合わせたいいわゆる「15ヶ月予算」的発想にも立って事業費の確保に努めたところです。

また、平成12年7月に開催される九州・沖縄サミットの成功に万全を期すための特別の補助金を確保しました。（一部を11年度第2次補正に前倒し）

さらに、消防補助金及びサミット関連補助金以外の調査研究費、事務費、人件費等の「その他の経費」については、「特別枠」を活用しつつ、特に喫緊な課題に対応する事務事業に財源を重点的に投入することとしました。これにより、衛星データ通信等を用いた緊急支援情報システムの開発をはじめ、以下で触れます様々な新規事業についての所要額を政府案に盛り込むことができたところです。

なお、既に御案内のとおり、来年1月の中央省庁の再編により、自治省消防庁が総務省消防庁に移行し、また、これを機に現仮庁舎から新庁舎へ移転すること及び来年4月に消防研究所が独立行政法人に移行することなど、いわゆる中央省庁再編関連で例年にはない特別な経費を確保する必要があったこと、さらには、すべての予算について、自治省消防庁としての「9ヶ月分」と総務省消防庁としての「3ヶ月分」に分けるという大変な作業が必要であったことに（国会に提出する予算書も例年の1.5倍の厚さともいわれています）一言触れておきたいと思います。

このような編成作業の結果、平成12年度消防庁予算案は、次の形となりました。

- ① 総額：265億800万円（対前年度27億4,100万円、（11.5%増）
- ② 消防補助金：188億7,000万円（同1億3,000万円、0.7%の減）
- ③ サミット関連補助金：3億8,100万円（皆増）
- ④ その他の経費：72億5,700万円（同24億9,000万円、52.2%の増）

幸いにして消防庁の当初予算案としては、過去最大であった今年度の当初予算を大きく上回る過去最大のものとなりました。

この増加要因には、サミットや中央省庁再編関連といった、やや特別なものも含まれていますが、仮にこれら（21億4,300万円）を除いたとしても過去最大であることには変わりありません。

なお、消防庁予算案の全体状況については、別表「平成12年度消防庁予算計上予定額一覧表」（以下「一覧表」という。）を参照して下さい。

以下、消防補助金、サミット関連補助金及びその他の経費の3つに分けて解説することとします。

3 消防補助金

(1) 12年度の消防補助金の全体像

12年度当初の消防補助金予算案の全体は、前年度比▲0.7%、1億3,000万円の減の188億7,000万円となりました。

例えば公共事業関係費が対前年度同額を確保されている中であって消防補助金が若干とはいえマイナスとなっているのは、前述したとおり、そもそもが「その他補助金等」についての1割削減（11億24百万円）の影響等によるものですが、

- ① 唯一、耐震性貯水槽について要求ベースから減額となったものの、対前年度比112基増の617基という必要基数は要求どおり確保できるとともに、強く要望していた40³m³級の補助対象化も認められたこと

② 大規模地震対策を推進する上で不可欠な防災無線、緊急消防援助隊関係資機材、ヘリコプターの大幅な増額等、その他のものは、すべて要求額の満額を確保できたこと、

から、防災機能強化のための基盤整備の充実、消防防災の情報化や消防団の充実強化、航空消防防災体制の充実といった重要課題を推進していく上で、必要な予算額は確保できたと考えています。

なお、昨年12月9日に成立した、平成11年度第2次補正予算には、平成10年度の第3次補正額を上回る43億5,200万円の消防補助金（昨年12月号参照）を確保しており、当初予算と合わせたいわゆる15ヶ月予算で見ると232億円強の金額となっていることも御紹介しておきたいと思えます。

(2) 主な内容

消防関係補助金のメニュー別状況は、「一覧表」のとおりです。以下、その主なものについて解説します。

① 消防防災施設整備費補助金

消防防災施設整備費補助金は投資的経費に区分され、公債発行対象経費となるものです。また、「制度等見直し対象補助金等」に区分されたものです。総額で42億6,900万円と、前年度に比べて1億5,300万円、3.7%増しています。特に、耐震性貯水槽については、大規模地震対策を推進する上で不可欠な存在であることを重視し、全体で617基分を計上し、前年度（505基）に比べて112基と大幅増を行うとともに、新たに40^mの耐震性貯水槽（173基）についても、補助対象とし、従来の60^m以上の耐震性貯水槽の整備と併せて耐震性貯水槽全体の整備を一層推進することとしたところです。

② 市町村消防施設整備費補助金

この補助金も投資的経費に区分され、公債発行対象経費となるものです。「そ

他補助金等」に分類されたものですので、予算編成方針等に沿い前年度に比べほぼ1割減の27億2,900万円を確保しています。

全体的にマイナスとならざるを得ない中ではありますが、地方公共全体の要望等を踏まえ、消防団の充実強化を図るための消防団拠点施設等整備事業については、特に前年度と同額を確保しています。

③ 消防防災設備整備費補助金

経常的経費に分類される消防防災設備整備費補助金も、施設と同様に、「制度等見直し対象補助金等」に区分されたものです。総額で、前年度比8億4,100万円、23.0%の増の44億9,200万円を計上したところです。

大規模地震や大規模災害に迅速・的確に対処することができるよう、特に防災無線や緊急消防援助隊関係資機材等をそれぞれ増額計上しました。さらに、石油コンビナート防災資機材についても増額したところです。

④ 市町村消防設備整備費補助金

この補助金も経常経費に分類されるものです。これも「その他補助金等」に整理されるため、1割削減を措置したため、8億1,500万円、9.9%の減となり、73億8,000万円となっています。

総額としては厳しい状況ですが、地域防災のリーダーとしての役割が期待される消防団の活動をより活発なものとするため、消防団活性化総合整備事業等については逆に13.6%の増額計上し、メリハリを付けたものとしています。

また、ヘリコプターについては、11年度末までに全国で43都道府県域において67機が配備済みとなる予定になっています。12年度については地方公共団体の要望状況を踏まえ前年度に比べ2機増の3機分を確保したところです。

(3) 補助金の見直し

平成12年度においても、消防防災施設等の一層の充実と国庫補助事業の円滑かつ適正な執行の観点から、次の見直しを予定しています。

- ① 「耐震性貯水槽」の整備を一層推進するため、地方公共団体のニーズも踏まえ、新たに40㎡のものを補助対象に加えたこと。
- ② 「消防団活性化総合整備事業」について、
 - ・ エアーテントやデジタルカメラなどの災害活動支援資機材を補助対象に加え、補助基準単価の引上げを行ったこと（26,754千円→28,986千円、8.3%増）。
 - ・ 消防団の充実強化を一層推進するため、ハードの整備と併せて実施する消防団活性化を促進するために必要な諸経費（例えば、消防団への入団促進や地域との交流促進、消防団活動に関する広報事業などのソフト経費）についての5%の特例加算措置を新たに設けることとしたこと。
- ③ 「消防ポンプ自動車」について、実勢との乖離を解消するため、補助基準単価の引上げ（6.4%増）を行ったこと。

(4) 各種法律による補助率の特例

「地震財特法」（地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律）、あるいは「過疎法」（過疎地域活性化特別措置法）を根拠にして、地震防災対策強化地域あるいは過疎地域に係る特定の消防施設については、現在、補助率がそれぞれ1/3から1/2あるいは5.5/10に嵩上げされているところですが、いずれの特例も今年の3月31日限りとされています。両法とも、いわゆる議員立法によるものですが、前者については5ヶ年の延長、後者については10年間の新法制定の方向で検討が進められて

いますので、今後、消防防災施設等の整備に支障が生じないように適切に対処してまいりたいと考えています。

4 九州・沖縄サミット消防・救急体制整備費補助金

平成12年7月に我が国で行われるサミットについては、首脳会合を沖縄県名護市で、外相会合を宮崎市で、蔵相会合を福岡市において開催することと決定されたところですが、沖縄県内の関係市町村の消防・救急体制は極めて小規模であり、独力での対応は極めて困難な状況にあります。

このような状況に対応するため、沖縄県外及び沖縄県内の主な消防本部からサミットの関係市町村に応援出動することとし、そのために必要となる人員・車両輸送費、現地での消防・救急活動費等について、沖縄県を通じて、応援出動を行う地方公共団体に対し補助（補助率10/10）を行うこととしました。

平成12年度予算で3億8,100万円確保しておりますが、平成11年度第2次補正予算でも5,600万円を前倒しで計上しておりますので、全体では4億3,700万円確保したことになります。

5 その他の経費

消防補助金及びサミット関連補助金以外の人件費、事務費、調査研究費等の「その他の経費」については、前年度に比し、24億9,000万円増（52.2%増）の72億5,700万円となっています。

(1) 中央省庁再編関連

まず、中央省庁再編に伴い、平成12年度に必要な経費は、次の2つです。

- ① 平成13年1月の再編に伴い、現在の仮庁舎から新2号館への移転に要する諸々の経費として、無線通信機器の移設経費をはじめとして、消防庁全体で16億8,500万円（自治本省分 別途23億円）

② 平成13年4月の消防研究所の独立行政法人化のための準備に要する経費として、土地・建物等の事前評価や人事・給与システムなど各種事務システムの整備経費、設立委員会の経費など7,700万円

(2) 「特別枠」関連

概算要求時に要望していた6つの事業のうち、次の2つが平成12年度予算で、また4つ（1事業は重複）が平成11年度第2次補正予算で認められました。

① 衛星データ通信等を用いた緊急支援情報システムの開発 10億7,500万円

災害時における迅速かつ的確な応急対応を講ずるためには、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な消防応援が必要です。一方、被災地の地理に不案内な応援側の消防部隊が消防活動を行うためには、道路や建物等の基本情報をはじめ、消防活動上必要な水利、集結場所、病院等の防災施設情報が必要です。

「衛星データ通信等を用いた緊急支援情報システム」は、被災地の地理に不案内な応援側の消防部隊に対して、極めて短時間に応急対策に資する情報を地図情報として伝達できるように耐災性に優れた衛星通信を用いた大容量のデータ伝送が可能なシステムの開発を目指します。

このため、当初予算（10億7,500万円）と補正予算（7億9,000万円）合わせて全体では、18億6,500万円を確保しています。

② 消火器・防災物品のリサイクルの推進 8,500万円

政府において取りまとめられたミレニアム・プロジェクトには、「安心・安全の生活のためのダイオキシン類、環境ホルモン（内分泌攪乱物質）の適正管理、無害化の促進及びリサイクル技術の開発」が盛り込まれており、その一環として、「消火器・防災物品のリサイクルの

推進」が取り上げられたところですが、消防庁としては、消火器・防災物品のリサイクル・リユース技術を確立しその推進を行うこととしています。

なお、既に平成11年度第2次補正予算において前倒しで確保した事業は次のとおりです。（内容は昨年12月号参照。）

●衛星データ通信等を用いた緊急支援情報システムの開発（一部前倒し）

7億9,000万円

●消防防災に関する科学技術の発展に必要な研究施設の整備 4億4,500万円

●阪神・淡路大震災関連情報のデータベースの構築 1億4,400万円

●ハロン代替消火剤の安全基準の確立 5,600万円

(3) その他

平成12年度消防庁予算案における「その他」のうち主なものは次のとおりです。

① 消防団を中核とした地域の消防防災体制の確立に関する調査研究（新規）

800万円

平成10年度に実施した「地域特性に応じた消防団員の確保方策」及び平成11年度に実施した「消防団と地域の自主防災組織との連携のあり方」に関する検討を踏まえ、消防団を中核とした地域の消防防災体制の確立等を図るため、都市部、過疎地域等において異なっている職住環境、地縁関係等の地域社会を形成する要素や災害の態様に応じた、消防団を中心とした各種消防防災組織の協力関係、地域の人材の活用方策のあり方等について調査研究を行う。

② 燃焼機器等の規制のあり方に関する調査研究（新規） 2,700万円

ライフスタイルの変化や消費生活の多様化などを背景として、燃焼機器の構造・機能が多様化しているが、こうした多様なニーズに対応した選択の幅を拡大す

るとともに、技術革新等による新技術・新素材の円滑な導入等を図るため、燃焼機器等の規制のあり方について調査研究を行う。

- ③ 消防用設備等に関する ISO 規格の比較実験等（新規） 500万円

ISO で国際規格として制定された消防用設備等の製品を我が国において円滑に受け入れていくため、国際規格に定められている性能試験方法について検証試験を行い、我が国の性能確保に必要となる試験設備の仕様、試験実施要領に関する指針を策定する。

- ④ 特定屋外タンク貯蔵所の開放周期の算定方法に係る性能規定化に関する研究（新規） 9,300万円

特定屋外タンク貯蔵所の次回開放の時期は、現状では適用される技術基準及び保安上の措置に応じて一律に定められているが、個々のタンクについて、設計内容及び使用環境等を勘案し、個別に設定するなど、現在の安全レベルを低下させることなく、次回の開放時期を個別に設定するための算定方法に関する検討を行う。

- ⑤ 災害ボランティアの推進（新規）

1,200万円

都道府県の災害ボランティア関係協議会（平成11年度設置予定）における検討を踏まえながら、各地方公共団体における災害ボランティアのリーダーやコーディネーター等の人材育成を支援するための方策を講じるとともに、地方公共団体の共有情報である災害ボランティア・データバンクの整備等を行う。

- ⑥ 緊急消防援助隊の全国合同訓練（新規） 4,300万円

阪神・淡路大震災を教訓に創設された緊急消防援助隊は、平成7年度に全国訓練を行い、さらに平成8年度以降は各ブ

ロックごとに合同訓練を行っているところである。平成12年度は緊急消防援助隊が発足して5年目に当たる年でもあり、救助資機材等が整備されつつあることから、これを機に、これまでの各ブロックにおける訓練を踏まえた大規模かつ総合的な訓練を実施する。

具体的には、大規模な災害が発生したのものとして、全国各地からの集結、野営訓練と併せ、倒壊したビル群からの人命救助など約20項目にわたって大量に部隊投入することを想定した訓練等、緊急消防援助隊ならではの訓練を実施する。

- ⑦ 携帯電話からの119番通報発信地表示システム等の検討（新規） 9,900万円

携帯電話からの119番通報は、直接所轄消防本部で受信できないこと、発信地の特定が困難であること等から、消防車両のより迅速な出動のため、近年の情報通信技術の進展を踏まえ、携帯電話から直接所轄消防本部へ119番通報できるシステムや発信地の表示ができるシステムについて検討する。

- ⑧ 消防研究所における特別研究の実施

次の新規2件のほか、継続6件、合計8件の特別研究を予定している。

- ア. ウォーターミストによる消火の研究（新規） 4,600万円

超微粒子のウォーターミストは、木材等繊維質の火災が水損を少なく消火できることから、住宅等一般建築物や美術館等の消火設備としての使用が望まれているが、その消火機構及び消火効果は未だ解明されておらず、検討すべき課題も多い。このため、ウォーターミストの消火機構等を解明し、消火効果・適用範囲を明らかにし、一般建築物等の火災を対象とした消火設備にウォーターミストを使用する方法を確立する。

イ. 地震動による小規模タンクの安全性評価に関する研究（新規） 3,000万円
小規模タンクは、一般市民の生活の場に近接しているにもかかわらず、特定屋外タンクのような開放検査の義務がなく、その安全性を確保することが急務となっているため、小規模タンクの浮き上がり挙動を実験的・解析的に調べ底部破口のメカニズムを解明するとともに、その安全性を確保するための総合的な強度評価システムを構築する。

⑨ 消防・救急無線デジタル化の検討（継続） 3億1,900万円

近年における過密な電波環境への対応及び今後の消防・救急無線の高度化を図るため、平成11年度に試作した実験機を用いてフィールド実験を行い、伝送方法、運用等に関する検討を実施する。

⑩ 防火対象物の火災危険性に応じた総合防火安全設計法に関する研究（継続）

1億1,200万円

新技術の円滑な導入や技術基準の性能規定化が求められている状況にかんがみ、防火安全対策に係る技術的観点からの体系的検討、その有効性に係る検証を実施して、防火対象物の火災危険性に応じて消防用設備等、防火管理、建築構造等を総合的に勘案した防火安全設計手法に関する研究を行う。平成12年度は平成11年度の調査・分析結果に基づき、防火安全プログラム（個別）の開発に必要な理論式・実験式、境界条件等を検討する。

6 おわりに

平成12年度消防庁予算案の概要は、上記のとおりです。

予算編成の過程においては大変厳しい局面もありましたが、関係者各位の多大な御支援のおかげをもって、また国の予算自体が2年

連続の積極型予算となったこともあって結果的には過去最大の予算を確保できました。とはいえ、「その他補助金等」は3年連続で1割削減されていることや地方公共団体の財政が厳しさを増してきていること、さらには、「予算編成方針」に先立って平成11年12月17日付で財政制度審議会から提出された「平成12年度予算の編成に関する建議」において「平成12年度予算が民需主導の景気回復を確かなものとし、現在凍結されている財政構造改革法の新たな展開をも視野に入れた財政構造改革について、一日も早く、政府と国民とが一体となって本格的に取り組むことを強く要請する。」といった言葉で締めくくられているなど、今後とも消防予算を取り巻く環境は引き続き厳しいものと考えられます。

しかしながら、平成11年においても、夏から秋にかけての豪雨や台風による被害や原子力事故の発生に見られるように、住民の安全を脅かす災害、事故が相次いで発生しています。

また、最近のトルコ大地震や台湾大地震の惨状を見るにつけ、今年1月17日に発災後丸5年目を迎える阪神・淡路大震災の教訓を風化させてはならないとの思いは、消防防災に携わる関係者一同に共通のものだと思われま

す。
したがって、消防庁としても今後とも地方公共団体の「災害に強い地域づくり」に向けた取組みに支障が生じることのないよう補助事業、単独事業を通じ適切な支援を行うとともに、社会経済情勢の変化を踏まえ、新たな課題に取り組むために必要な消防庁自身の施策についても積極的に展開してまいりたいと思います。

消防庁の12年度予算案及び11年度補正予算の編成に当たり、多大なる御支援・御協力をいただいた各地方公共団体、関係機関、関係者に対し、改めてお礼申し上げますとともに、予算案成立後、その執行に際しても積極的に対応していただけるようお願いいたします。

平成12年度消防庁予算計上予定額一覧表

(単位：百万円、%)

事 項	11年度 予 算 額 (A)	12年度予算 計上予定額 (B)	比 較 増 減 (B)-(A) (C)	対前年度比 (C)/(A)	備 考	
I. 消防補助金	19,000	18,870	▲ 130	▲ 0.7		
【制度等見直し補助金 1+3】	7,767	8,761	994	12.8		
【その他補助金 2+4】	11,233	10,109	▲ 1,124	▲ 10.0		
1 消防防災施設整備費補助金	4,116	4,269	153	3.7		
(1)大震火災対策施設等整備費補助金	3,871	3,993	122	3.2	617基 (112基増) うち新規40t 173基	
(ア)耐震性貯水槽	3,193	3,315	122	3.8		
(イ)備蓄倉庫	163	163	0	0.0		
(ウ)画像伝送システム	508	508	0	0.0		
(エ)その他(避難壕等火山分)	7	7	0	0.0		
(2)特殊災害用消防施設整備費補助金	245	276	31	12.7		
(ア)林野火災対策防火水槽	217	229	12	5.5		
(イ)林野火災用活動拠点広場	28	47	19	67.9		
2 市町村消防施設整備費補助金	3,038	2,729	▲ 309	▲ 10.2		
(ア)防火水槽	1,642	1,469	▲ 173	▲ 10.5		141事業 2隻
(イ)救急用ヘリコプター離着陸場	25	15	▲ 10	▲ 40.0		
(ウ)消防団拠点施設等整備事業	811	811	0	0.0		
(エ)消防艇	96	119	23	24.0		
(オ)消防広域化推進事業	140	70	▲ 70	▲ 50.0		
(カ)消防車両動態管理情報システム	324	162	▲ 162	▲ 50.0		
(キ)消防用高所監視施設	0	83	83	皆増		
3 消防防災設備整備費補助金	3,651	4,492	841	23.0		
(1)大震火災対策設備等整備費補助金	3,450	4,270	820	23.8	54施設 (10施設増) 災害対応特殊救急自動車 22台 (12台増) 等 9台	
(ア)大震火災対策資機材	468	500	32	6.8		
(イ)防災無線	1,840	2,431	591	32.1		
(ウ)コミュニティ防災資機材等整備事業	173	82	▲ 91	▲ 52.6		
(エ)緊急消防援助隊関係資機材等	824	1,073	249	30.2		
(オ)画像伝送システム	145	168	23	15.9		
(カ)降雨情報等収集分析装置	0	16	16	皆増		
(2)特殊災害用消防設備整備費補助金	201	222	21	10.4		
(ア)林野火災対策資機材	32	35	3	9.4		
(イ)石油コンビナート防災資機材	169	187	18	10.7		
4 市町村消防設備整備費補助金	8,195	7,380	▲ 815	▲ 9.9		
(ア)消防ポンプ自動車	2,759	2,485	▲ 274	▲ 9.9	3機 (2機増) 特例加算新設	
(イ)小型動力ポンプ付積載車	318	264	▲ 54	▲ 17.0		
(ウ)小型動力ポンプ付水槽車	189	172	▲ 17	▲ 9.0		
(エ)化学消防ポンプ自動車	390	351	▲ 39	▲ 10.0		
(オ)はしご付き消防ポンプ自動車	1,438	1,275	▲ 163	▲ 11.3		
(カ)ヘリコプター	115	346	231	200.9		
(キ)ヘリコプターテレビ電送システム	147	74	▲ 73	▲ 49.7		
(ク)消防緊急通信指令施設	1,092	777	▲ 315	▲ 28.8		
(ケ)消防団活性化総合整備事業	448	509	61	13.6		
(コ)救急業務高度化資機材緊急整備事業	1,096	990	▲ 106	▲ 9.7		
(サ)その他(救助資機材等総合整備事業等)	203	137	▲ 66	▲ 32.5		
II. 九州・沖縄サミット消防・救急体制整備費補助金	—	381	381	皆増		⑩ 2次補正56百万円
III. その他の経費	4,767	7,257	2,490	52.2		
1 中央省庁等再編関連移転経費	—	1,685	1,685	皆増		
2 独立行政法人移行準備関連経費	—	77	77	皆増		
3 その他(人件費、調査研究費等)	4,767	5,495	728	15.3		
うち、情報通信・科学技術・環境等経済新生特別枠	—	1,160	1,160	皆増	⑩ 2次補正1,435百万円	
合 計	23,767	26,508	2,741	11.5		

平成12年度消防庁広報テーマと主な行事予定について

総務課

消防庁ではこのたび平成12年度消防庁広報テーマを次のとおり定め、広報活動を展開することとしました。

火災、地震等をはじめとする各種災害の発生を防止するとともに、その被害を最小限に食い止めるためには、国民一人ひとりが防災を自らの問題と受け止め、行動することが強く望まれます。このため人命を最優先する立場から、火災、地震、風水害等の各種災害による死傷者の

発生を最小限にとどめることを基本目標とし、8項目の年間広報重要テーマと月別広報テーマを定め、国民の防災意識の高揚を図っていくこととしています。

各都道府県、市町村におかれては、このテーマを参考に地域の実情に応じた消防広報テーマを作成され、積極的な広報を推進されるようお願いいたします。

平成12年度消防庁広報テーマ

《年間広報重点テーマ》

広報事項	要旨
火災及び火災による死者の発生の防止	火災の発生を防止するため、国民が日常特に留意すべき事項として、「火の用心のポイント」を広く国民に呼びかける。 また、火災によって毎年多くの貴い人命が失われているので、年間を通じてあらゆる機会をとらえて火災による死者の発生の防止を呼びかける。
住宅防火対策の推進	住宅火災による死者は、建物火災による死者の約9割を占めており、特に、65歳以上の高齢者は、その半数を占めるとともに、火災が発生した場合の死亡率も他の年齢層に比べ極めて高い現状にある。このような現状及び高齢社会が、今後益々進展していくことを考えるとこのまま推移すれば、火災による死者が急増することが懸念される。 このような状況を踏まえ、住宅火災による死者の大幅な低減を図ることを目的として、国、地方公共団体、関係業界団体等の連携による住宅防火対策を、国民運動的に推進することを目的とし広報する。
放火火災予防対策の推進	放火の危険から地域社会を守るためには、住民、事業所、関係機関等が一体となって放火されにくい地域環境を作り出す必要があり、放火火災に対する注意心を喚起し、放火火災の実態や予防対策を広く国民に広報する。
消防団活動に対する理解と協力の促進	消防団の充実強化を推進していくためには、消防団活動に対する国民の理解と協力を得ることが不可欠であるため、消防団が火災等の災害から住民の生命、身体、財産を守るため地域の消防防災の中核として活動していることを広報するとともに、消防団の果たす役割の重要性について啓発を図る。

広 報 事 項	要 旨
自主防災組織等住民による自発的防災活動の推進	<p>地震、風水害等の災害から身を守るためには、国民一人ひとりが防災に対する認識を深め、地域の人々が地域ぐるみで災害に対処することが必要である。</p> <p>阪神・淡路大震災では、住民がバケツリレー等により初期消火を実施し延焼を防止した例が少なくない。地域住民の防災活動が非常に重要であることが改めて認識された。</p> <p>このため、住民自らによる効果的な初期消火活動や救急・救護活動等が行えるよう、より実践的な防災訓練の実施及び積極的な参加を呼びかける。</p> <p>また、大規模災害発生時における災害ボランティアの活動はきめ細かな災害対策を実施するうえで重要であり、災害ボランティアの必要性について呼びかける。</p> <p>さらに、事業所等は、消防用設備等の整備と自主防災組織等の充実を図り、日ごろから防災訓練を実施し、施設の防火管理体制の強化など自らの防災体制の強化を推進するとともに、地域社会の一員として、住民と一体となり地域防災体制の確立に、積極的に貢献するよう呼びかける。</p>
地震、風水害、火山災害に関する防災知識の普及啓発	<p>地震、風水害、火山災害による被害を最小限に食い止めるため、災害に対しての日ごろからの予防対策や災害時における万全な応急対策の知識を啓発するとともに、特に、風水害においては、近年多発する土砂災害の発生危険時、高潮発生時、地震においては、津波発生時、津波警報・注意報発令時、警戒宣言等の発令時における対処方法などの早期避難警戒体制を進めるための防災知識の普及啓発を図る。</p>
住民に対する応急手当の普及啓発	<p>傷病者の救命率の一層の向上を図り、併せて住民の自主救護能力の向上を図るためには、応急手当に関する知識の普及啓発は欠かせないことである。</p> <p>よって、住民が自ら応急手当を行うことの重要性を積極的に広報するとともに、消防機関の行う応急手当の講習会等に進んで参加するよう呼びかける。</p>
防災まちづくりの推進	<p>地域における防災機能を向上させるためには、防災基盤等ハード面での整備を進めるとともに、地域づくりのあらゆる面に防災の視点を取り入れ、住民が主体的に防災まちづくりに取り組む必要がある。</p> <p>このため、住民の手による防災マップの作成や防災施設の設置など、先進的な防災まちづくりへの参加について呼びかける。</p>

平成12年度消防庁広報テーマ（月別）

月 別	平成12年度月別広報テーマ（担当課）
4	<ul style="list-style-type: none"> ①林野火災の防止（防災課） ②外出先での地震の対処（震災対策指導室） ③住宅防火対策の推進（予防課）
5	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅防火対策の推進《住宅用防災機器等の設置促進》（予防課） ②危険物の安全確保について（危険物規制課） ③住民に対する応急手当の普及啓発（救急救助課） ④消防団活動への理解と協力の呼びかけ（消防課） ⑤風水害への備え（防災課）
6	<ul style="list-style-type: none"> ①火あそびによる火災の防止（予防課） ②危険物安全週間（危険物規制課） ③石油コンビナート災害の防止（特殊災害室） ④住宅防火対策の推進《防災品の普及促進》（予防課） ⑤災害弱者対策の推進（防災課）

月 別	平成12年度月別広報テーマ（担当課）
7	①防災訓練への参加の呼びかけ（震災対策指導室） ②花火による火災の防止（予防課） ③風水害への備え（防災課） ④津波による災害の防止（震災対策指導室）
8	①台風に対する備え（防災課） ②住民自らによる災害への備え（防災課） ③天ぷら油による火災の防止（予防課）
9	①9月9日は救急の日（救急救助課） ②秋の行楽期における火災の被害防止（予防課） ③地震に対する日常の備え（震災対策指導室） ④適マーク制度の普及と理解の推進（予防課） ⑤火山災害に対する備え（防災課）
10	①地震発生時の出火防止（震災対策指導室） ②消防の国際協力に対する理解の推進（消防課）（救急救助課） ③婦人防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ（防災課） ④ガス機器による火災及びガス事故の防止（予防課）（危険物規制課）
11	①秋の全国火災予防運動（予防課） ②11月9日は「119番の日」（総務課）（防災情報室） ③住宅防火対策の推進《住宅防火診断》（予防課） ④たき火による火災の防止（予防課） ⑤住民参加による防災まちづくりの推進（防災課） ⑥危険物施設等における事故防止について（危険物規制課）
12	①雪害に対する備え（防災課） ②放火による火災の防止（予防課） ③石油ストーブなどの安全な取扱い（予防課）（危険物規制課） ④消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進（消防課）
1	①文化財防火デー（予防課） ②消火栓の付近での駐車禁止（消防課） ③電気器具の安全な取扱い（予防課） ④1月17日は「防災とボランティアの日」（防災課）
2	①春の全国火災予防運動（予防課） ②林野での火気の手配の注意（防災課） ③ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ（消防課） ④住宅防火対策の推進《高齢者の安全対策》（予防課） ⑤たばこによる火災の防止（予防課）
3	①3月7日は消防記念日（総務課） ②少年消防クラブ活動の理解と参加の呼びかけ（防災課） ③春の行楽期における火災の被害防止（予防課） ④防火管理の充実（予防課）

《月別広報テーマ》

時期	広 報 事 項	要 旨	担当課(室)
4月	林野火災の防止	4月、5月は、ドライブ、ハイキング、山菜取り等のレクリエーションによる入山者が多く、特に林野火災の多発する時期であることから、広く国民に対し、林野火災の実態の周知を図るとともに、入山者に対し、たばこの投げ捨て防止など林野火災の予防を呼びかける。	防 災 課
4月	外出先での地震の対処	地震にはどういう場所に出会うかわからない。 商店街や地下街あるいは乗り物に乗っているときなど、外出先で地震が起こった場合にどのように行動すればよいかを周知するとともに、防災行政無線等による避難指示に耳を傾けるよう呼びかける。	震 災 対 策 指 導 室
4月	住宅防火対策の推進	近年の建物火災による死者（放火自殺者等を除く。）のうち、その約9割は一般住宅、共同住宅又は併用住宅の火災によるものである。また、高齢者層の火災における死者の発生率は、若年層に比べ格段に高く、今後高齢社会が進むにつれて、火災による高齢者の死者数は、増加していくものと考えられる。 このような動向を踏まえ、防火意識の高揚、住宅防火診断の実施、住宅用防災機器等の開発普及の促進、地域における住宅防火対策推進等の必要性について広報する。	予 防 課
5月	住宅防火対策の推進 〈住宅用防災機器等の設置促進〉	住宅用消火器は初期消火に欠かすことのできないものであり、住宅用スプリンクラー設備は一層効果がある。 また、住宅用火災警報器は、火災の早期発見に効果をあげることができる。 そこで、住宅用消火器、住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器の設置を呼びかけるとともに、維持管理上の留意点等正しい使用方法について周知を図り、火災に対する備えを呼びかける。	予 防 課
5月	危険物の安全確保について	私たちの経済生活において、危険物は深く関わっており、危険物を貯蔵または取り扱う施設の安全を確保することが重要であり、危険物に対する認識を深めてもらう。	危 険 物 規 制 課
5月	住民に対する応急手当の普及啓発	傷病者の救命率の向上のためには、現場付近に居合わせた人が、適切な応急手当を行うことが非常に効果的であるため、機会あるごとに応急手当の習得を心がけるよう呼びかける	救 急 救 助 課
5月	消防団活動への理解と協力の呼びかけ	住民の生命、身体、財産を災害から守るため奉仕的精神をもって地域の消防防災に貢献する消防団員の活動を紹介し、住民及び事業所の消防団活動への理解と協力を呼びかける。	消 防 課
5月	風水害への備え	近年、集中豪雨や台風により、河川の氾濫等による浸水被害、がけくずれや地すべり、土石流等の土砂災害や高潮災害等が全国各地で発生しているため、これらの災害による被害を軽減するため、危険箇所の把握など日ごろからの備えの大切さを呼びかけるとともに、報道機関や防災行政無線等による気象・予警報、防災情報等の情報収集に努め、自主的な防災活動や適切な避難を行うなど風水害に対する住民の心構えを呼びかける。	防 災 課
6月	火あそびによる火災の防止	火あそびは、出火原因の上位にあり、その多くは、マッチ、ライターによるものである。火あそびをなくすうえで最も大切なことは、大人の注意である。そこで、全国の家に対して、子供の火遊びの防止を呼びかける。	予 防 課

時期	広 報 事 項	要 旨	担当課(室)
6月	危険物安全週間	6月の第2週は「危険物安全週間」として、危険物関係事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図る。	危険物規制課
6月	石油コンビナート災害の防止	石油等の危険物や高圧ガスの集積地帯である石油コンビナート等特別防災区域における災害の周囲に及ぼす影響の重大性を認識し、特定事業者に対して、施設の総点検及び防災体制の再認識を呼びかける。	特殊災害室
6月	住宅防火対策の推進 <防災品の普及促進>	日常使用されているカーテン、衣類等は、大変燃えやすく、これらを防災化することによって、火災予防、人命安全の大きな「力」となることを周知させ、防災品の推進を図る。	予 防 課
6月	災害弱者対策の推進	家庭や地域における高齢者、障害者、乳幼児等の災害弱者及び社会福祉施設や病院等の災害弱者施設に係る防災対策については、全国各地で様々な取り組みがなされているが、災害時の被害の軽減を図るためには、関係団体、周辺住民等の理解と協力が不可欠であることから、その重要性を広く国民に周知する。	防 災 課
7月	防災訓練への参加の呼びかけ	9月1日は「防災の日」、8月30日から9月5日は「防災週間」である。地震が発生した場合の火の始末、初期消火、応急救護、安全避難等について地震時における心得をしつかり身につけるため、防災訓練へ積極的に参加することを呼びかける。	震災対策指導室
7月	花火による火災の防止	夏は花火のシーズンであるが、取扱い上の不注意から火災などの事故が毎年多くおきているので、花火の正しい取扱いについて呼びかける。	予 防 課
7月	風水害への備え	夏休みを迎えるにあたり、行楽地へ出かけるキャンパー等に、気象情報、避難勧告等の防災知識の普及啓発を図り、風水害から自分の身を守ることを呼びかける。	防 災 課
7月	津波による災害の防止	地震が発生した場合、津波が襲来するおそれがある。 そこで、海水浴など海浜に親しむ機会の多い夏を迎えるに当たって、地震を知ったならばすぐ海浜から離れる等津波に対する知識の普及を図る。	震災対策指導室
8月	台風に対する備え	8月、9月の台風シーズンには、毎年各地で大きな被害が発生している。これらの被害をできるだけ少なくするため、各家庭での台風に対する備えを呼びかけるとともに、防災行政無線等による気象・予警報にも耳を傾けるよう呼びかける。	防 災 課
8月	住民自らによる災害への備え	各地方公共団体では、大規模災害に備えた様々な応急対策や他の地方公共団体との応援協定の締結等について検討・実施しているが、大規模災害の発生直後には、地域住民自らによる防災活動が大変重要であり、また効果的である。 このため、住民の自主的な防災活動についての理解を求め、積極的な防災訓練への参加など災害への備えを呼びかける。	防 災 課
8月	天ぷら油による火災の防止	近年、出火原因として、天ぷら油による火災の件数の増加が目立っている。 そこで、天ぷら油を利用して調理する際の心がけ、また、天ぷら油による火災の防止のための安全装置付厨房機器の普及及び天ぷら油による火災の消火に有効な消火器等の普及を呼びかける。	予 防 課

時期	広 報 事 項	要 旨	担当課(室)
9月	9月9日は救急の日	9月9日は、「救急の日」である。救急医療及び救急業務に対する国民の理解と認識を深めることを目的として実施される各種の行事等に積極的に参加するよう呼びかける。	救急救助課
9月	秋の行楽期における火災の被害防止	秋の行楽期を迎えるに当たって、旅館、ホテル等を利用する場合の心得（非常口の確認等）を周知するとともに、これらの施設の管理者に対して防火管理についての意識の高揚を図る。	予 防 課
9月	地震に対する日常の備え	地震には、何よりも家庭や職場での普段の備えが大切である。いざという時に備えるため、日ごろから家庭や職場で防災会議を開いて話しあっておくことや、備蓄しておくべきもの、非常持出品として用意しておくべきもの、住まいの安全点検をしておくこと等について周知を図り、地震に対する備えを呼びかける。	震 災 対 策 指 導 室
9月	適マーク制度の普及と理解の推進	秋の行楽期を迎え、旅館・ホテル等及び物品販売店舗等を利用する機会が増える。 そこで、これらの施設に対して実施している防火基準適合表示制度（適マーク制度）の概要と普及状況等について広報する。	予 防 課
9月	火山災害に対する備え	火山災害は、その発生の予測が困難であり、一旦災害が発生した場合には、災害の様相が多岐に亘るほか、広域化、長期化するおそれがあるなど、他の災害にはみられない特殊性を持っている。 そこで、火山災害に対する正しい知識の周知を図り、日頃からの備えを呼びかける。	防 災 課
10月	地震発生時の出火防止	過去の例から、地震で怖いのは火災の発生である。普段から小さな地震でも火を消す習慣を身につけるとともに、万一の出火に備えて、消火器や水バケツなどを用意して出火防止に努める習慣をつけることを呼びかける。	震 災 対 策 指 導 室
10月	消防の国際協力に対する理解の推進	10月6日は、「国際協力の日」である。 開発途上諸国の消防体制の充実等に資するために、消防分野において実施している研修員の受入、専門家の派遣、さらには、大災害が発生した際の国際消防救助隊の派遣等、消防の国際協力について、国民の理解と協力を呼びかける。	消 防 課 救急救助課
10月	婦人防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ	婦人防火クラブの役割と活動状況を紹介するとともに、家庭内の防火と地域の自主防災体制の確立に婦人が果たす役割の重要性について認識を深めてもらい、婦人防火クラブへの参加を呼びかける。	防 災 課
10月	ガス機器による火災及びガス事故の防止	ガスによる火災や爆発事故は依然として多く、その多くはガスに対する消費者の注意不足が原因となっている。 このため、ガスに関する知識の普及、ガス器具設備の正しい使用方法、維持管理方法、ガス漏れ時の対応方法について周知する。	予 防 課 危険物規制課
11月	秋の全国火災予防運動	火気が多く使用される時期を迎えるに当たり、全国的に火災予防運動を展開して、事業所及び国民一人ひとりに火災予防を呼びかける。	予 防 課
11月	11月9日は「119番の日」	11月9日は、「119番の日」である。 119番通報の際、場所や状況を正しく伝えられないために被害が拡大し、現場でトラブルが発生したり、また、119番通報の遅れが大惨事につながる例もある。 そこで、適正な119番の利用を啓発するとともに迅速・的確な119番通報を呼びかけることにより「119番の日」の定着を図る。	総 務 課 防災情報室

時期	広 報 事 項	要 旨	担当課(室)
11月	住宅防火対策の推進 ＜住宅防火診断＞	住宅防火の推進に際しては、建物の内装に関する対策、火気使用器具の安全対策、住宅用防災機器等の普及が不可欠である。 そこで、住宅防火診断を積極的に広報し、これらの対策についての必要性を呼びかける。	予 防 課
11月	たき火による火災の防止	たき火による火災は出火原因の上位を占めている。ちょっとした不注意から火災となることが多いのでたき火をするときの注意と火災予防を呼びかける。	予 防 課
11月	住民参加による防災まちづくりの推進	地域における防災機能を向上させるためには、住民が主体的に防災まちづくりに取り組む必要がある。 このため、住民の手による先進的な防災まちづくりの事例を紹介しながら、防災まちづくりへの参加について呼びかける。	防 災 課
11月	危険物施設等における事故防止について	近年増加傾向に転じている危険物に係る事故等について、事故の原因や状況等を踏まえた事故防止対策等について周知する。	危険物規制課
12月	雪害に対する備え	雪による災害の被害を軽減するためには、国民一人ひとりが雪害に対する認識をより深め、災害に対処することが必要である。 このため、雪害に関する災害事例及び防災対策を紹介し、雪害に対する備えを呼びかけるとともに、防災行政無線等による気象・予警報にも耳を傾けるよう呼びかける。	防 災 課
12月	放火による火災の防止	近年、全出火原因のうち放火火災件数の占める割合は高く、都市部では、出火原因の最上位を占めるようになってきている。 そのため、国民一人ひとりに放火火災の実態とその防止対策を周知する。	予 防 課
12月	石油ストーブなどの安全な取扱い	暖房器具、特に石油ストーブによる火災は依然として多く発生しており、その多くは取扱上の不注意によるものである。 このため、使い始めのこの時期に正しい使い方の周知を図る。	予 防 課 危険物規制課
12月	消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進	消防自動車や救急自動車は、いち早く災害の現場に到着できるよう、「緊急自動車」として、道路交通法の特例が認められている。しかし、消防自動車や救急自動車緊急通行するためには、一般車両が接近してきた消防自動車や救急自動車に対して、進路を譲ることなどの協力が不可欠である。 そこで、消防自動車や救急自動車緊急通行している場合の一般車両の対処方法を広報するとともに緊急通行時の安全確保に対して協力を呼びかける。	消 防 課
1月	文化財防火デー	1月26日は「文化財防火デー」である。 かけがえのない文化財を火災から守るために関係者の意識の高揚を図る。	予 防 課
1月	消火栓の付近での駐車 の禁止	消防自動車や救急自動車の緊急通行時に対する安全の確保及び消火栓や防火水槽等の消防水利の重要性を広報するとともに、消防水利の使用が駐車により阻害されないよう呼びかける。	消 防 課
1月	電気器具の安全な取扱い	電気器具・配線の正しい使用法や、電気器具の使用開始時の点検整備の実施等の周知を行い、電気器具からの出火防止を呼びかける。	予 防 課
1月	1月17日は「防災とボランティアの日」	大規模災害発生時における自主防災活動及び災害ボランティアの活動はきめ細かな災害対策を実施するうえで重要であり、自主防災組織及び災害ボランティアの必要性について呼びかける。	防 災 課

時期	広 報 事 項	要 旨	担当課(室)
2月	春の全国火災予防運動	火災が発生しやすく、また、季節風等の影響により大火になりやすい季節を迎えるに当たり、全国的に火災予防運動を展開し、事業所及び国民一人ひとりに火災予防を呼びかける。	予 防 課
2月	林野での火気の取扱いの注意	2月、3月は、ところによっては「火入れ」なども始まる時期であり、積雪地帯を除き全国的に乾燥注意報、強風注意報がたびたび発令される時期なので、農林業関係者や林野周辺の住民等に林野での火気の取扱いについて注意を呼びかける。	防 災 課
2月	ふるさとを災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ	ふるさとを災害から守るために、地域における消防団活動の一層の充実を図る必要があることから、住民、とりわけ青年層・女性層の消防団活動への積極的な参加を呼びかける。	消 防 課
2月	住宅防火対策の推進 ＜高齢者の安全対策＞	放火自殺者等を除く住宅火災による死者の半数は高齢者等で占められている。高齢者の安全対策について、家族や関係者が日ごろから気を付けておくべきことを呼びかける。	予 防 課
2月	たばこによる火災の防止	毎年、たばこは出火原因の上位を占めている。特に投げ捨てや消し忘れなど喫煙者の不注意によるものが多い。 そこで、たばこの投げ捨て、寝たばこなどによる出火の防止を呼びかける。	予 防 課
3月	3月7日は消防記念日	3月7日は「消防記念日」である。これを記念して消防の変遷、現況等を紹介し、国民の消防に対する理解と認識を深めてもらうとともに、国民一人ひとりが防災の担い手であるという自覚を持つように呼びかける。	総 務 課
3月	少年消防クラブ活動の理解と参加の呼びかけ	入学期や進学期を前に、少年消防クラブの役割と活動状況を紹介し、クラブ活動への積極的な参加を呼びかけるとともに、少年期から消防防災活動への知識と理解を育む。	防 災 課
3月	春の行楽期における火災の被害防止	春の行楽期を迎えるに当たって、旅館、ホテル等を利用する場合の心得（非常口の確認等）を周知するとともに、これらの施設の管理者に対して、防火管理についての意識の高揚を図る。	予 防 課
3月	防火管理の充実	事業所等における防火管理に当たっては、消防計画を作成するだけでなく、これを適切に運用していくことが重要である。 そこで、それぞれの事業所の実態にあった実効ある自衛消防組織の設置と日常の訓練等の実施を中心として、防火管理の充実を呼びかける。	予 防 課

《行事予定》

行 事 名	概 要	時 期
消防研究所一般公開	科学技術週間（4/12～4/18）にちなみ、消防研究所を一般に公開する。	4月中旬
春の叙勲伝達式	叙勲を受章した消防功労者に対し、消防庁長官が勲章を伝達する。	5月上旬～中旬
春の褒章伝達式	褒章を受章した消防功労者に対し、消防庁長官が褒章を伝達する。	5月中旬～下旬
危険物安全週間	危険物関係事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚及び啓発を図るため「危険物安全週間」を設定し、危険物施設における保安体制の整備促進、各種広報及び啓発運動を実施する。 また、危険物の保安に功績のあった者及び保安管理等が特に優秀であると認められる事業所を消防庁長官が表彰する。	6月4日 ～6月10日 (6月の第2週)
「国民安全の日」	昭和35年5月6日の閣議により、産業災害、交通事故、火災等の災害防止を図る目的として制定された。	7月1日
安全功労者表彰式	国民の安全に関して功労のあった消防関係者を総理大臣又は消防庁長官が表彰する。	7月上旬
防災功労者表彰式	防災に関して功労のあった消防関係者を消防庁長官が表彰する。	7月下旬～8月上旬
防災功労者表彰式	防災に関して功労のあった消防関係者を総理大臣が表彰する。	9月上旬
「防災の日」	昭和57年5月11日の閣議了解により、台風、高潮、津波、地震等の災害について認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するために設けられた。	9月1日
「防災週間」		8月30日～9月5日
「救急の日」及び「救急医療週間」	救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るために設けられた。	9月9日及びこの日を含む1週間
「国際防災の日」	「国際防災の10年」の趣旨を広く周知するため、1989年12月、第44回国連総会において毎年10月第2水曜日を「国際防災の日」とすることが決議された。	10月11日
第48回全国消防技術者会議	消防に関する研究、機器の改良等の成果を発表し、討議する。	10月19日～10月20日
消防設備保守関係功労者表彰式	消防用設備の設置及び維持管理の適正化に功労のあった者を消防庁長官が表彰する。	10月下旬
優良消防防災システム表彰式	優れた消防防災システムを消防庁長官が表彰する。	10月下旬
住宅防火対策優良推進組織等表彰式	住宅防火対策の推進に功労があった組織を消防庁長官が表彰するとともに取組み事例等を発表する。	10月下旬

行 事 名	概 要	時 期
第2回緊急消防援助隊全国合同訓練	緊急消防援助隊の発足5年目を迎え、全国の緊急消防援助隊登録部隊を東京に集結させ大規模かつ広域的な災害が発生したことを想定した訓練を行う。	11月上旬
秋の全国火災予防運動	秋から冬にかけての火災が多く発生する季節を迎えるに当たって、全国的に火災予防運動を展開する。	11月9日～11月15日
「119番の日」	自治体消防発足40周年を機に、国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚を図ることを目的として設けられた。	11月9日
第3回全国消防広報コンクール表彰式	消防広報を一層国民にわかりやすく理解してもらうため、全国の消防本部及び消防団の各種広報媒体の広報技術の向上を図ることを目的として、コンクールを実施し、消防庁長官表彰を行う。	11月9日
消防功労者自治大臣表彰式	消防に関して功績顕著な消防団員等を自治大臣が表彰する。	11月中旬
秋の叙勲伝達式	叙勲を受章した消防功労者に対し、消防庁長官が勲章を伝達する。	11月中旬
防災とボランティアの日	平成7年12月15日の閣議了解により、広く国民が災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として設けられた。	1月17日
防災とボランティア週間		1月15日～1月21日
防災まちづくり大賞表彰式	地方公共団体や地域のコミュニティ等における防災に関する様々な取組、工夫・アイデアのうち、特に優れたものについて自治大臣賞、消防庁長官賞等を設け表彰する。	1月中旬
文化財防火デー	昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画を焼損した。これを契機に、民族の遺産である文化財を火災から守るとともに、文化財愛護思想の高揚を図るために制定された。	1月26日
消防防災研究講演会	消防防災研究に関する研究成果を公開の場で発表し広く討論する。	1月下旬
第3回全国救助シンポジウム	救助技術の高度化を目指し、救助活動に関する発表・討議を行う。	2月中旬
春の全国火災予防運動	春先の火災が発生しやすい季節を迎えるに当たって、全国的に火災予防運動を展開する。	3月1日～3月7日
車両火災予防運動	車両交通の関係者及び利用者の火災予防意識の高揚を図り、もって車両火災を防止し、安全な運送を確保することを目的として車両火災予防運動を展開する。	3月1日～3月7日
全国山火事予防運動	山火事が発生しやすい季節を迎えるに当たって、全国的に山火事予防運動を展開する。	3月1日～3月7日
消防記念日	昭和23年3月7日に消防組織法が施行されたのを記念して、消防に関する理解と認識を深める目的で制定された。	3月7日
優良消防防災機器開発・科学論文表彰式	優れた消防機器の開発等及び消防防災科学論文を消防庁長官が表彰する。	3月中旬
消防功労者表彰式	消防に関して功労のあった消防関係者を消防庁長官が表彰する。	3月上旬
消防関係業界功労者表彰式	消防関係業界の発展に功労のあった者を消防庁長官が表彰する。	3月中旬
少年消防クラブフレンドシップ'2001	クラブ活動の優良なクラブとクラブ指導者を消防庁長官が表彰する。	3月下旬

平成11年（1月～9月）における火災の概要（概数） について

防災情報室

1 はじめに

(1) 総出火件数は3,050件の増加

平成11年（1月～9月）における総出火件数は43,718件であり、前年同期と比べますと、3,050件の増加ですが、平成7年から同10年までの同期の平均と比べますと、2,492件（5.4%）の減少となります。

火災種別ごとにみますと、建物火災は416件、林野火災は793件、車両火災は361件、船舶火災は10件それぞれ増加しています。

(2) 火災による死者は14人、負傷者は51人それぞれ増加

火災による死者は1,546人で、前年同期と比べますと14人の増加です。

火災種別ごとにみますと、建物火災では1,049人、林野火災では10人、車両火災では189人、船舶火災では2人、その他火災では296人の死者が発生しています。

火災による負傷者は5,548人で、前年同期と比べますと51人の増加です。

火災種別ごとにみますと、建物火災では4,787人、林野火災では92人、車両火災では212人、船舶火災では18人、航空機火災では1人、その他火災では438人の負傷者が発生しています。

(3) 火災による死者（爆発を除く）の42.3%が乳幼児及び高齢者

爆発を除いた火災による死者1,539人について年齢層別にみますと、乳幼児及び高齢者が651人（42.3%）となり、建物火災の死者1,045人においては、539人（51.6%）を占めています。

(4) 建物火災の死者のうち、住宅での死者は88.2%

建物火災における死者1,049人のうち、住宅（戸建住宅、共同住宅、併用住宅）における死者は925人（88.2%）です。

(5) 出火原因の第1位は「放火」、続いて「たばこ」、「こんろ」

全火災43,718件を出火原因別にみますと、「放火」5,336件（12.2%）、「たばこ」4,843件（11.1%）、「こんろ」4,067件（9.3%）、「放火の疑い」3,842件（8.8%）、「たき火」2,796件（6.4%）、「火あそび」1,655件（3.8%）の順となっています。

放火及び放火の疑いによる火災は総出火件数の2割を超え、依然増加傾向を示しており、消防庁におきましては、「秋季全国火災予防週間」に引き続き、「春季全国火災予防週間」におきましても、放火火災予防対策に特に重点的に取り組むこととしています。

爆発を除いた火災について、火災種別ごとにみますと、建物火災24,486件にあつては、「こんろ」3,989件（16.3%）、「たばこ」2,756件（11.3%）、「放火」2,611件（10.7%）、「放火の疑い」1,634件（6.7%）、「ストーブ」1,317件（5.4%）の順となっています。

林野火災2,286件では、「たき火」634件（27.7%）、「たばこ」360件（15.7%）、「火入れ」234件（10.2%）、「放火の疑い」185件（8.1%）、「火あそび」133件（5.8%）の順となっています。

車両火災5,798件では、「放火」866件（14.9%）、「放火の疑い」627件（10.8%）、「排気管」582件（10.0%）、「内燃機関」272件（4.7%）、「衝突の火花」244件

(4.2%)の順となっています。

その他火災10,910件では、「放火」1,778件(16.3%)、「たき火」1,616件(14.8%)、「たばこ」1,496件(13.7%)、「放火の疑い」1,387件(12.7%)、「火あそび」724件(6.6%)の順となっています。

2 全国の概況

(1) 出火件数

平成11年(1月～9月)における総出火件数は43,718件で、これは、1日当たり約160件、約9分に1件の火災が発生したことになります。

これを火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

建物火災	24,576件	(56.2%)
林野火災	2,286件	(5.2%)
車両火災	5,807件	(13.3%)
船舶火災	110件	(0.3%)
航空機火災	2件	(0.0%)
その他火災	10,937件	(25.0%)

また、それぞれを前年と比べますと、以下のとおりとなります。

総出火件数	3,050件	(7.5%)	増加
建物火災	416件	(1.7%)	増加
林野火災	793件	(53.1%)	増加
車両火災	361件	(6.6%)	増加
船舶火災	10件	(10.0%)	増加
航空機火災	0件	(—)	
その他火災	1,470件	(15.5%)	増加

(2) 死傷者数

死者数は1,546人、負傷者は5,548人で、これは、1日あたり死者が5.7人、負傷者が20.3人それぞれ発生したことになります。また、死者は、火災28.3件に1人、負傷者は7.9件に1人発生したことになります。

死者数、負傷者数についてそれぞれ前年と比べますと、以下のとおりです。

死者	14人	(0.9%)	増加
負傷者	51人	(0.9%)	増加

(3) 火災による損害

火災による損害については、以下のとおりです。

焼損棟数	33,082棟	(121棟/1日)	1.3棟/件
り災世帯数	22,954世帯	(84世帯/1日)	0.9世帯/件
建物焼損床面積	1,185,477m ²	(4,342m ² /1日)	48.2m ² /件
建物焼損表面積	128,884m ²	(472m ² /1日)	5.2m ² /件
林野焼損面積	96,435a	(353a/1日)	42.2a/件
損害額	1,029億8,326万円	(3億7,723万円/1日)	236万円/件

これらを前年と比べますと、それぞれ以下のとおりとなります。

焼損棟数	676件	(2.1%)	増加
り災世帯数	1,035世帯	(4.7%)	増加
建物焼損床面積	29,888m ²	(2.6%)	増加
建物焼損表面積	12,100m ²	(10.4%)	増加
林野焼損面積	24,187a	(33.5%)	増加
損害額	497,136万円	(-4.6%)	減少

3 建物用途別にみた火災発生状況

建物火災24,576件を建物用途別にみますと、以下のとおりです。

なお、比率については、端数処理の関係上、合計値が100%とならない場合があります。(以下同じです。)

住宅	9,489件	(38.6%)
共同住宅	3,551件	(14.4%)
工場	1,706件	(6.9%)
複合用途(特定)	1,527件	(6.2%)
併用住宅	1,157件	(4.7%)
倉庫	918件	(3.7%)
複合用途(非特定)	796件	(3.2%)
事務所	583件	(2.4%)
飲食店	498件	(2.0%)
物品販売店舗	404件	(1.6%)

その他の用途の建物火災 3,947件(16.1%)

その他の用途には、学校、旅館、神社・寺院・駐車場、病院、遊技場、社会福祉施設、公会堂、料理店、停車場、キャバレー、公衆浴場、幼稚園、文化財、図書館、地下街、特殊浴場、スタジオ、劇場及び航空機格納庫等

があります。

4 出火原因別にみた火災発生状況

(1) 全火災

全火災43,718件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

放 火	5,336件 (12.2%)
たばこ	4,843件 (11.1%)
こんろ	4,067件 (9.3%)
放火の疑い	3,842件 (8.8%)
たき火	2,796件 (6.4%)
火あそび	1,655件 (3.8%)
ストーブ	1,343件 (3.1%)
電灯・電話等の配線	1,082件 (2.5%)
火入れ	912件 (2.1%)
マッチ・ライター	785件 (1.8%)
配線器具	740件 (1.7%)
電気機器	655件 (1.5%)
排気管	635件 (1.5%)
焼却炉	628件 (1.4%)
溶接機・切断機	498件 (1.1%)
その他	8,315件 (19.0%)
不明・調査中	5,586件 (12.8%)

(2) 建物火災（爆発を除く）

爆発を除く建物火災24,486件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

こんろ	3,989件 (16.3%)
たばこ	2,756件 (11.3%)
放 火	2,611件 (10.7%)
放火の疑い	1,634件 (6.7%)
ストーブ	1,317件 (5.4%)
電灯・電話等の配線	818件 (3.3%)
火あそび	763件 (3.1%)
配線器具	579件 (2.4%)
電気機器	483件 (2.0%)
たき火	474件 (1.9%)
風呂かまど	440件 (1.8%)
灯 火	408件 (1.7%)
マッチ・ライター	382件 (1.6%)
溶接機・切断機	300件 (1.2%)

電気装置	255件 (1.0%)
その他	4,058件 (16.6%)
不明・調査中	3,219件 (13.1%)

(3) 林野火災（爆発を除く）

爆発を除く林野火災2,286件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

たき火	634件 (27.7%)
たばこ	360件 (15.7%)
火入れ	234件 (10.2%)
放火の疑い	185件 (8.1%)
火あそび	133件 (5.8%)
放 火	78件 (3.4%)
焼却炉	30件 (1.3%)
マッチ・ライター	29件 (1.3%)
取 灰	6件 (0.3%)
溶接機・切断機	4件 (0.2%)
煙突・煙道	3件 (0.1%)
電灯・電話等の配線	2件 (0.1%)
こんろ	2件 (0.1%)
排気管	2件 (0.1%)
その他	203件 (8.9%)
不明・調査中	381件 (16.7%)

(4) 車両火災（爆発を除く）

爆発を除く車両火災5,798件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

放 火	866件 (14.9%)
放火の疑い	627件 (10.8%)
排気管	582件 (10.0%)
内燃機関	272件 (4.7%)
衝突の火花	244件 (4.2%)
たばこ	229件 (3.9%)
電気装置	177件 (3.1%)
マッチ・ライター	169件 (2.9%)
電気機器	126件 (2.2%)
配線器具	86件 (1.5%)
電灯・電話等の配線	65件 (1.1%)
たき火	64件 (1.1%)
火あそび	33件 (0.6%)
溶接機・切断機	29件 (0.5%)
焼却炉	29件 (0.5%)

その他	1,260件 (21.7%)
不明・調査中	940件 (16.2%)
(5) 船舶火災 (爆発を除く)	
爆発を除く船舶火災109件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。	
電灯・電話等の配線	11件 (10.1%)
放火の疑い	9件 (8.3%)
溶接機・切断機	8件 (7.3%)
排気管	7件 (6.4%)
配線器具	5件 (4.6%)
電気装置	4件 (3.7%)
たき火	4件 (3.7%)
マッチ・ライター	3件 (2.8%)
電気機器	3件 (2.8%)
焼却炉	2件 (1.8%)
内燃機関	2件 (1.8%)
こんろ	2件 (1.8%)
火あそび	2件 (1.8%)
放 火	1件 (0.9%)
たばこ	1件 (0.9%)
その他	23件 (21.1%)
不明・調査中	22件 (20.2%)

(6) 航空機火災 (爆発を除く)
爆発を除く航空機火災2件の出火原因につきましても、その他及び不明・調査中のものが各1件です。

(7) その他火災 (爆発を除く)
爆発を除くその他火災10,910件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

放 火	1,778件 (16.3%)
たき火	1,616件 (14.8%)
たばこ	1,496件 (13.7%)
放火の疑い	1,387件 (12.7%)
火あそび	724件 (6.6%)
火入れ	566件 (5.2%)
焼却炉	316件 (2.9%)
マッチ・ライター	190件 (1.7%)
電灯・電話等の配線	186件 (1.7%)
溶接機・切断機	147件 (1.3%)
配線器具	69件 (0.6%)

電気装置	54件 (0.5%)
取 灰	48件 (0.4%)
電気機器	41件 (0.4%)
こんろ	35件 (0.3%)
その他	1,252件 (11.5%)
不明・調査中	1,005件 (9.2%)

(8) 爆発のみの火災
爆発のみの火災127件を出火原因別にみますと、以下のとおりです。

こんろ	21件 (16.5%)
マッチ・ライター	12件 (9.4%)
溶接機・切断機	10件 (7.9%)
炉	5件 (3.9%)
たき火	4件 (3.1%)
ストーブ	4件 (3.1%)
風呂かまど	3件 (2.4%)
焼却炉	3件 (2.4%)
電気機器	2件 (1.6%)
放 火	2件 (1.6%)
たばこ	1件 (0.8%)
衝突の火花	1件 (0.8%)
電気装置	1件 (0.8%)
その他	40件 (31.5%)
不明・調査中	18件 (14.2%)

5 死傷者の発生状況

(1) 火災種別死者発生状況

全死者1,546人について火災種別ごとに見ますと、以下のとおりです。

建物火災	1,049人 (67.9%)
林野火災	10人 (0.6%)
車両火災	189人 (12.2%)
船舶火災	2人 (0.1%)
航空機火災	0人 (—)
その他火災	296人 (19.1%)

(2) 建物用途別死者発生状況

建物火災における死者1,049人を建物用途別にみますと、以下のとおりです。

住 宅	686人 (65.4%)
共同住宅	181人 (17.3%)

併用住宅	58人 (5.5%)
複合用途(特定)	28人 (2.7%)
複合用途(非特定)	27人 (2.6%)
工場	9人 (0.9%)
倉庫	6人 (0.6%)
旅館	5人 (0.5%)
事務所	5人 (0.5%)
物品販売店舗	1人 (0.1%)
病院	1人 (0.1%)
神社・寺院	1人 (0.1%)
その他の用途の建物火災	41人 (3.9%)

(3) 火災種別負傷者発生状況

全負傷者5,548人について火災種別ごとにみますと、以下のとおりです。

建物火災	4,787人 (86.3%)
林野火災	92人 (1.7%)
車両火災	212人 (3.8%)
船舶火災	18人 (0.3%)
航空機火災	1人 (0.0%)
その他火災	438人 (7.9%)

(4) 建物用途別負傷者発生状況

建物火災における負傷者4,787人を建物用途別にみますと、以下のとおりです。

住宅	2,208人 (46.1%)
共同住宅	902人 (18.8%)
複合用途(特定)	316人 (6.6%)
工場	285人 (6.0%)
併用住宅	285人 (6.0%)
複合用途(非特定)	164人 (3.4%)
倉庫	82人 (1.7%)
飲食店	62人 (1.3%)
旅館	59人 (1.2%)
事務所	47人 (1.0%)
その他の用途の建物火災	377人 (7.9%)

(5) 死者の発生した経過別死者発生状況

全死者1,546人について、死者の発生した経過別にみますと、以下のとおりです。

逃げおくれ	626人 (40.5%)
放火自殺	552人 (35.7%)
着衣着火	92人 (6.0%)

出火後再進入	19人 (1.2%)
その他	257人 (16.6%)

(6) 年齢層別死者発生状況

爆発を除く死者1,539人について、年齢層別にみますと、以下のとおりです。

6～64歳以下	884人 (57.4%)
65歳以上	625人 (40.6%)
5歳以下	26人 (1.7%)
年齢不明	4人 (0.3%)

(7) 複合条件による死者発生数

ア 年齢層並びに火災種別ごとの死者数

(ア) 5歳以下 (爆発を除く)

建物火災	23人 (88.5%)
林野火災	0人 (-)
車両火災	2人 (7.7%)
船舶火災	0人 (-)
航空機火災	0人 (-)
その他火災	1人 (3.8%)

(イ) 6～64歳以下 (爆発を除く)

建物火災	503人 (56.9%)
林野火災	0人 (-)
車両火災	174人 (19.7%)
船舶火災	1人 (0.1%)
航空機火災	0人 (-)
その他火災	206人 (23.3%)

(ウ) 65歳以上 (爆発を除く)

建物火災	516人 (82.6%)
林野火災	10人 (1.6%)
車両火災	13人 (2.1%)
船舶火災	0人 (-)
航空機火災	0人 (-)
その他火災	86人 (13.8%)

イ 年齢層並びに建物用途別死者数

(ア) 5歳以下 (爆発を除く)

住宅	11人 (47.8%)
共同住宅	8人 (34.8%)
複合用途(特定)	3人 (13.0%)
併用住宅	1人 (4.3%)

(イ) 6～64歳以下 (爆発を除く)

住宅	299人 (59.4%)
----	--------------

共同住宅	105人 (20.9%)	(ア) 5歳以下 (爆発を除く)	
併用住宅	27人 (5.4%)	逃げおくれ	18人 (69.2%)
複合用途(非特定)	20人 (4.0%)	着衣着火	2人 (7.7%)
複合用途(特定)	12人 (2.4%)	放火自殺	1人 (3.8%)
旅館	5人 (1.0%)	出火後再進入	0人 (—)
倉庫	4人 (0.8%)	その他	5人 (19.2%)
事務所	3人 (0.6%)	(イ) 6～64歳以下 (爆発を除く)	
その他	28人 (5.6%)	放火自殺	446人 (50.5%)
(ウ) 65歳以上 (爆発を除く)		逃げおくれ	258人 (29.2%)
住宅	375人 (72.7%)	着衣着火	24人 (2.7%)
共同住宅	66人 (12.8%)	出火後再進入	6人 (0.7%)
併用住宅	29人 (5.6%)	その他	150人 (17.0%)
複合用途(特定)	13人 (2.5%)	(ウ) 65歳以上 (爆発を除く)	
複合用途(非特定)	7人 (1.4%)	逃げおくれ	344人 (55.0%)
工場	5人 (1.0%)	放火自殺	103人 (16.5%)
倉庫	2人 (0.4%)	着衣着火	66人 (10.6%)
その他	19人 (3.7%)	出火後再進入	13人 (2.1%)
ウ 年齢層並びに死者の発生した経過別死者数		その他	99人 (15.8%)

平成11年度地方公共団体における総合防災訓練の実施結果の概要について

震災対策指導室

1 はじめに

総合防災訓練は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法に基づくとともに、地震防災計画の円滑な運用を図るため、毎年9月1日の「防災の日」を中心とした防災週間（8月30日～9月5日）内において、中央防災会議で決定した「総合防災訓練大綱」に基づき実施しているところです。

平成11年度においては、中央（国）における防災訓練として9月1日に南関東地域直下の地震及び東海地震を想定した訓練を実施し、政府本部運営訓練及び南関東・東海の各都県、政令市において現地訓練を実施したところで

また、南関東及び東海地域以外の各道府県においても、被害想定に基づく訓練、非常参集訓練、広域的応援訓練、災害対策本部訓練、一体的な共同訓練、住民参加の促進を基本指針として実施されました。

なお、平成11年度における都道府県主催（共催）の総合防災訓練は、全体で約2千3百の市町村が実施及び実施予定であり、参加団体約5万7千、参加人員約534万人が見込まれています。【別表1平成11年度総合防災訓練の実施状況参照】 以下は、平成11年度総合防災訓練（以下「訓練」という。）の概要です。

なお、本概要については、平成11年9月15

日現在の調査を基準としています。

2 中央（国）における訓練について

中央（国）における訓練は、9月1日の「防災の日」に東海地震を想定した訓練については静岡県富士市において、また、南関東地域直下の地震を想定した訓練については東京都江東区において、政府本部運営訓練、現地の訓練等を実施しました。

3 地方公共団体における訓練実施状況について

地方公共団体における訓練は、中央防災会議で決定した「平成11年度総合防災訓練大綱」の基本方針に沿って、自衛隊、海上保安庁等国の機関と協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練を実施しています。

平成11年度は、計画中的のものも含めて、2,305市町村、57,587民間等団体、5,339,471人の参加を見込んでいます。【別表2平成11年度総合防災訓練実施状況（都道府県別）参照】

訓練実施日においては、「平成11年度総合防災訓練大綱」により、各地域における訓練については、防災週間中において実施することが望ましいとされていますが、これまでの経緯、過去の地震災害等を踏まえて、防災週間以外にも実施している地方公共団体があります。なかでも、宮城県、秋田県、石川県、山梨県、長野県、高知県、宮崎県においては、防災週間中に実施するとともに、防災週間以外の日においても訓練を実施しています。

(1) 防災週間中の訓練実施状況

【別表3平成11年度防災週間中の総合防災訓練実施状況（都道府県別）参照】

- ① 防災週間中の「防災の日」に訓練を実施した地方公共団体は、22都道府県であり、582市町村、19,887民間等団体、2,013,343人の参加がありました。【別表4平成11年度「防災の日」の総合防災訓練実施状

況（都道府県別）参照】

- ② 「防災の日」以外の防災週間中に訓練を実施した地方公共団体は、11府県、416市町村、10,249民間等団体、928,362人の参加がありました。【別表5平成11年度防災週間内「その他の日」の総合防災訓練実施状況（都道府県別）参照】

(2) 防災週間中以外の訓練実施状況

【別表6平成11年度防災週間以外の総合防災訓練実施状況（都道府県別）参照】

- ① 9月15日を基準として訓練を実施済みの地方公共団体は、18県、716市町村、16,186民間等団体、1,155,117人の参加がありました。【別表7平成11年度防災週間以外9/15までの総合防災訓練実施状況（都道府県別）参照】
- ② 9月16日以降に訓練を実施する予定の団体は、4府県、591市町村、11,265民間等団体、1,242,649人を見込んでいます。【別表8平成11年度防災週間以外9/16以降に計画している総合防災訓練の状況（都道府県別）参照】



(3) 防災週間以外の訓練実施地方公共団体

① 過去の地震災害等の経緯から実施日を設定している団体

宮城県：昭和53年宮城県沖地震（9月1日も実施）

秋田県：昭和58年日本海中部地震（ク）

岐阜県：明治24年濃尾地震（ク）

② 風水害と地震災害を想定した訓練を梅雨前に実施

島根県：6月1日実施

高知県：6月4日実施（9月1日も実施）

佐賀県：5月19日実施

長崎県：5月26日実施

宮崎県：5月21日実施（9月1日も実施）

鹿児島県：5月19日実施（平成12年1月12日も実施予定）

③ 住民参加促進のため土・日曜日に実施

茨城県：8月29日実施（防災週間以外）

栃木県：8月29日実施（ク）

福井県：9月5日実施（防災週間中）

愛知県：8月29日実施（防災週間以外）

滋賀県：9月5日実施（防災週間中）

京都府：9月5日実施（ク）

和歌山県：8月22日実施（防災週間以外）

徳島県：8月29日実施（ク）

大分県：8月29日実施（ク）

④ 特殊な理由

大阪府：11月11日実施予定（近畿2府7県合同防災訓練を主催するため：三重県、福井県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県が参加予定）

熊本県：8月10日実施（国民体育大会を9月上旬（夏期大会）に開催するため）

(4) 訓練を中止とした公共団体

福岡県、三重県の2県においては、大雨による災害発生等により、万全の体制をと

るため、防災週間中に予定されていた訓練を中止した。

(5) 南関東地域、東海地域の訓練の状況（13都県、3政令市）

南関東地域及び東海地域の各都県においては、過去の経緯等により防災週間中以外に訓練を実施するとともに、中央における防災訓練を考慮し、防災週間中にも訓練を実施しています。また、平成11年中の参加人員（一部見込みを含む。）は、合計で4,183,000人でした。【別表9 南関東、東海地域における平成11年度総合防災訓練実施状況（平成11年9月15日現在調査）参照】



4 訓練実施項目の状況について

(1) 多くの地方公共団体で実施されている訓練項目

- ・職員非常参集訓練
- ・災害対策本部初動体制訓練
- ・現地災害対策本部開設訓練
- ・地震・津波情報収集伝達訓練
- ・消防防災無線等やアマチュア無線を用いた情報伝達訓練
- ・避難誘導、避難所開設訓練
- ・広域応援訓練（緊急消防援助隊、緊急広域援助隊、相互応援協定に基づく訓練）
- ・自衛隊災害派遣要請訓練
- ・倒壊建物からの救出救護訓練
- ・緊急輸送路確保、交通規制訓練
- ・障害物除去訓練

- ・道路啓開訓練
 - ・ヘリコプターを使用した情報収集、救出救助、患者搬送訓練
 - ・オートバイ（消防、自衛隊、警察、ボランティア等）を活用した被害情報収集訓練
 - ・ボランティアの受入れ調整訓練
 - ・消防水利確保訓練（自然水利からの遠距離中継送水訓練）
 - ・災害医療対策訓練
 - ・ライフライン施設の復旧訓練
 - ・炊き出し訓練
 - ・避難所における仮設トイレ設置訓練
- (2) 特色のある訓練
- ・船舶を活用した帰宅困難者対策訓練（埼玉県、東京都など）
 - ・伝言ダイヤル等による安否情報訓練（埼玉県など）
 - ・インターネット等による情報伝達訓練（埼玉県など）
 - ・メガフロート防災拠点実証試験と連携した訓練（神奈川県）
 - ・高層建物からの救出・救護訓練（千葉県など）
 - ・現地災害ボランティアセンター等の設置

- 訓練（福井県、鹿児島県など）
- ・警察、消防、自衛隊合同による道路啓開及び緊急交通路確保訓練（静岡県など）
- ・各種船舶を活用した応援実働部隊の輸送訓練（滋賀県など）
- ・地域のFM局を活用した災害情報放送訓練（岡山県など）
- ・大型ヘリを活用した救助車両等の輸送訓練（広島県など）
- ・海中転落車両捜索救助訓練（長崎県など）
- ・携帯電話及びデジタルカメラ等を活用した画像伝送訓練（沖縄県など）

5 訓練の概要と成果及び今後の課題について
各都道府県とも、予定していた訓練項目を実施することができ、所期の成果を上げています。

阪神・淡路大震災より4年が経過して、防災意識が低下してきているといわれるなかで、各団体とも住民参加をより一層促進する等の課題があります。

また、ヘリコプターや大型車両等を活用する訓練により、訓練が大規模化してきており、会場の確保が困難な状況にあります。

各都道府県の訓練の概要と成果及び課題については、次のとおりです。



(本表は、平成11年9月15日現在の調査をもとに作成しました。)

都道府県名	訓練の概要と成果	今後の課題
北海道	<p>9月1日(水) 苫小牧市、厚真町において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道防災会議を構成する数多くの防災関係機関や陸海空全ての自衛隊（海上自衛隊・航空自衛隊の参加は初）が参加して実施し、各機関の連携が一層強化された。 各機関が保有する車両、航空機、船舶、資機材を最大限に活用して実施し、大規模災害時に対応できる各機関の役割や能力の把握・点検ができた。 防災関係機関と地域住民が一体となった各種訓練が実施され、各機関の連携、技能の向上が図られるとともに、住民の防災意識の高揚も促進された。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性を踏まえた、より実践的な訓練の実施と地域住民、自主防災組織、防災ボランティアなどの一層の参加により、自らの地域は自らで守る自衛意識の醸成、周知の徹底を図る必要がある。
青森県	<p>8月31日(火) 五所川原市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 「青森県地震・津波被害想定調査」による内陸型地震を想定して実施し、訓練の進行要領は、実際の災害時の応急対策の流れに近い形となるよう時系列的、実践的な訓練とし、訓練参加機関と地域住民との防災体制の強化等における一体感が醸成されるとともに、地域住民の防災意識の高揚が図られた。 本格的に緊急消防援助隊が訓練に参加したほか、現地災害対策本部の機能、運用充実による被災、救助活動等に係る情報共有等の訓練を実施した結果、各機関が連携した救助活動、応急対策等が迅速、的確かつ総合的に実施でき、防災体制の強化等を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災から4年余りが経過し、国民の防災意識が希薄化しているとの指摘があるなかで、今後一層、一般住民の訓練への参加を図り、「自らの身の安全は自らが守る」との意識を醸成していく必要がある。 今後さらに、各防災関連機関の連携強化と迅速、的確かつ総合的な応急対策等を行えるよう、現地災害対策本部の機能、運用充実を図り、同本部員の指揮権（事案対応能力）が十分発揮できる訓練場面を設定する必要がある。
岩手県	<p>9月3日(金) 釜石市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地震、津波、林野火災の災害に対応した実践的な訓練」、「防災関係機関相互の連携協力体制の確立」及び「地域住民の参加と防災意識の高揚」を目的に実施したが、相互応援協定に基づく広域応援要請及び隣接県への応援による林野火災消火訓練、医療救護訓練及び緊急物資輸送訓練等関係機関相互協力訓練、さらには津波避難訓練の実施により防災意識の高揚を図ることができた。 概ね計画どおり行えたが、津波避難訓練参加率の低下、一部へりTV映像が入らない等の問題点もあった。 	<ul style="list-style-type: none"> 訓練項目の多様化などにより、訓練方法の見直しを図る等の検討により、重点訓練の充実を図りつつ、訓練の簡素化を図る必要がある。
宮城県	<p>6月12日(土) 県庁ほか及び9月1日(水)蔵王町において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月12日の訓練では、知事を本部長とする県災害対策本部を地震発生と同時に自動設置し、災害時における迅速な初動体制の確立が図られた。 9月1日の訓練では、大規模災害時における防災関係機関、団体、住民が一体となった災害応急活動の実施により、相互の協力体制の確認が図られた。 多数の防災関係機関及び住民の参加により、防災意識の高揚が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 非常参集訓練における登庁時間及び登庁方法 訓練時における指揮系統を明確化

都道府県名	訓練の概要と成果	今後の課題
秋田県	<p>5月26日(水) 県庁ほか及び9月1日(水)湯沢市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月26日の訓練では、震度情報ネットワークによる非常参集から災害対策本部運用に至るまでの全般にわたり所期の成果を得た。 ・9月1日の訓練では、山岳、急傾斜地、地域FMの存在等湯沢市の地域特性を考慮した訓練、各防災関係機関の一体的な連携等、所期の成果を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来春に高機能化された総合防災情報センター（仮称）が完成運用となるが、システムの理解と操作の習熟が課題。 ・訓練実施場所の選定・確保及び訓練参加者への対応 ・テレビカメラ、衛星車載車等新防災システムの活用
山形県	<p>9月1日(水) 上山市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時発生時の初動体制の強化、地域における防災活動の強化、自主防災組織と防災関係機関との連携、広域応援体制の整備、航空防災体制の整備に重点を置いて実施した。 ・防災関係機関、地域住民の緊密な連携と協力のもと、迅速・的確に訓練が実施され、各防災関係機関の防災体制の強化、地域住民の防災意識の高揚が図られた。 ・実災害に即した訓練を行ったことにより、短時間で多くの訓練が実施でき、また、各訓練を連動させて実施することにより、実災害時に活用できるものであった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実災害に即した訓練として時系列による訓練を実施したが、地域住民への防災意識の高揚を図る目的としては、見せる訓練も必要と考えることから、訓練の案内等の対応が必要である。 ・不特定多数の客が訪れるホテル、旅館及び大規模小売店や各事業所の参加、訓練会場以外の地域住民を参加させた防災訓練を実施し、防災意識の高揚を図る必要がある。
福島県	<p>9月1日(水) 郡山市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成10年8月末豪雨による災害を教訓とした訓練を実施し、防災関係機関の連携強化、住民の防災意識の高揚を図ることができた。 ・水害想定訓練では、避難所開設、災害弱者の福祉タクシーによる避難訓練等一連の流れを想定して実施した。 ・地震想定訓練では、住民が避難する途中で遭遇した負傷者、火災に対して住民の判断による災害対応訓練等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における住民の初動対応が被害を小さくすることができるため、住民参加の訓練をいかに実施していくかが問題になる。 ・年々ボリュームが多くなり、充実した訓練にするためにも、ある程度訓練項目をしぼって実施する必要がある。
茨城県	<p>8月29日(日) 牛久市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの訓練参加者により、限られた時間ではあったが、それぞれが真剣に訓練に取り組み、災害時における防災活動の習熟、相互間の緊密な協力体制の強化、防災に対する理解と防災意識の高揚を図ることができ、概ね所期の目的を達することができた。 ・初めての鉄道事故災害を想定した訓練は、JR東日本をはじめ、多くの消防関係者、医療関係者の協力体制のもと、迅速・的確な行動により、鉄道事故の対応という意識づけを行い、大きな成果を収めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己完結型の訓練ではなく、防災関係機関・医療関係機関が横断的に相互に連携を持つ訓練を行っていきたい。 ・完璧なシナリオに沿った訓練ではなく、参加者が自らの判断で対処するような訓練も考えていきたい。
栃木県	<p>8月29日(日) 足利市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の積極的な参加、広域相互応援協定に基づく訓練、水防訓練に重点をおいて実施した。 ・防災関係機関の緊密な連携により、実践的な訓練が実施され、災害対策基本法及び県・市地域防災計画の運用について、検証することができた。また、県民の防災意識の高揚が図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加による訓練を積極的に実施する必要がある。

都道府県名	訓練の概要と成果	今後の課題
群馬県	<p>9月3日(金) 高崎市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災を教訓とした実践的な訓練を実施し、各防災関係機関の連携、協力のもと迅速かつ的確な訓練が行われ、各機関の防災活動に関する責任の自覚と技術の向上及び地域住民の防災意識の高揚が図られた。 ・自衛隊、警察、消防、県防災航空隊等の関係機関の連携により、迅速かつ的確な訓練が行われ、災害時における関係機関相互の協力体制が強化された。 ・災害時応援協定による救援物資輸送訓練・緊急通行車両誘導訓練においては、各相互応援協定に基づく関係機関の協力のもと、円滑に訓練が実施された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年々会場の確保等が難しくなっており、共催市の負担も大きくなっていることから、開催方法等について更なる検討が必要である。
埼玉県	<p>9月1日(火) 上尾市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一昨年から発災時刻を予告せず、訓練想定も事前に示さずに実施してきた。これにより各防災関係機関においては、災害現場の判断力と対応力を醸成できた。 ・今回は災害の同時多発を想定し、同市内の3か所の会場で同時に訓練を実施したことにより、被害情報の収集 ・伝達など自治体及び防災関係機関の体制整備と、住民自らが協力して応急対策活動を実施することによる自主防災組織の高揚、連帯意識の醸成及び防災活動に関する行動力の向上を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ、どこで発生するか予測し得ない大規模、広域災害に対し、防災関係機関の対応力のさらなる醸成を図るため、訓練を重ねていくことが必要である。しかし、近年の土地利用状況や、経済状況等も影響し、自治体及び住民の防災意識の温度差も地域的に生じているようである。甚大な被害を及ぼす大規模地震災害発生時に、二次的な被害を最小限に抑えるためにも、総合防災訓練への取り組みをさらに指導する必要がある。
千葉県	<p>9月1日(水) 木更津市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「阪神・淡路大震災」等の教訓をもとに、地域性と立地条件を重視した実践的な訓練を実施した。 ・各種の救出・救護、情報収集等の訓練では、参加機関相互の緊密な連携のもとに、陸と空との広範囲にわたる訓練がそれぞれの役割分担で円滑かつ的確に実施され、十分な成果を上げることができた。 ・各種応援協定等に基づく訓練に参加し、関係機関相互の連携強化が図られた。 ・多数の住民、自主防災組織、防災ボランティア等の参加を得た訓練を実施し、発災時の適切な判断力・的確な行動力の育成、連帯意識の醸成を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、千葉県の地域性や訓練会場の立地条件等を考慮した実践的訓練を実施していくこと、各防災関係機関と住民、ボランティア等が連携協力した訓練を実施していくことが必要である。 ・訓練会場適地の確保と経費の節減について、今後検討する必要がある。
東京都	<p>9月1日(水) 江東区において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者対策訓練、七都県市災害時相互応援協定に基づく広域応援訓練、東京都職員の防災行動力の向上を特色及び重点として実施した。 ・訓練会場が臨海部であり、船舶等も活用して陸海空にわたる多様な訓練を実施することができた。 ・七都県市合同防災訓練の幹事会場であり、応援を受ける側として様々な訓練項目を行うことができた。 ・全般的には多数の防災機関の参加を得て、それぞれが相互に連携し、効果的な訓練を実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図上訓練の要素を加味した実践的な訓練を実施する必要がある。

都道府県名	訓練の概要と成果	今後の課題
神奈川県	<p>9月1日(水) 南足柄市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織による救出救護訓練や応急手当訓練等の住民参加型訓練、応急危険度判定士会、日本赤十字社奉仕団等ボランティアと連携した訓練、横須賀港メガフロートの防災拠点実証訓練と連携させた広域応援訓練等を特色及び重点として実施した。 ・実際の災害を想定した、より実践的な訓練が実施された。地域の防災訓練に重点をおき、自主防災組織による初期消火や、救出救助活動、応急手当訓練など住民参加型の訓練を充実させたことにより、初動期における住民の防災意識の高揚が図れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の地域特性を重視しつつ広域的な訓練を実施するとともに、一会場で集中した訓練を実施するだけでなく、各地域での防災活動を支援する訓練の方法を検討する必要がある。
新潟県	<p>9月1日(水) 五泉市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の防災意識の高揚、地域住民・児童・生徒・ボランティアによる防災訓練、防災関係機関等による情報の収集・伝達及び広報訓練、防災関係機関による応急対策訓練、ライフラインの復旧訓練を特色及び重点として実施した。 ・訓練関係機関の応急対策の習熟、参加機関相互の連携強化、住民の防災意識の啓発等を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練会場の適地の確保が困難である。 ・訓練のマンネリ化を防ぎ、また、より実践的な訓練となるよう訓練内容を検討する必要がある。
富山県	<p>9月3日(金) 県庁及び9月6日(月)氷見市において実施</p> <p>9月3日の訓練では、災害発生時を明らかにせず、県災害対策本部の設置及び運営訓練を実施したが、緊張感があって、訓練成果を上げることができた。</p> <p>9月6日の訓練では、氷見市内を会場に実施したが、従会場として2小学校においても災害特性を考慮した訓練を実施し、校下住民が多数参加して、訓練の成果を上げることができた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・9月3日の訓練では、実務的な応急対策等を検討するため、今後、担当者レベルの訓練も実施する必要がある。 ・現地訓練を実施する広い場所が確保しにくい。 ・訓練のマンネリ化を防ぐ工夫が必要である。
石川県	<p>9月3日(金) 金沢市において実施</p> <p>また、10月14日(水)七尾市において実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月3日の訓練では、陸上訓練と海上訓練に分け、陸上訓練では消火訓練及び応急防油堤構築訓練を特色及び重点として実施し、各防災関係機関の役割分担の再確認及び防災資機材の使用方法的習熟ができた。 ・10月14日の訓練では、平成9年に発生した日本海ロシヤタンカー油流出事故を踏まえた流出油災害対策訓練や温泉旅館宿泊客の避難誘導訓練等を実施予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の撤退、リストラの関係で、訓練参加者の確保が難しくなってきている。
福井県	<p>9月5日(日) 大野市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害弱者に対する住民による避難補助などの住民参加型の訓練、「福井県広域災害・緊急医療情報システム」の入力訓練、「福井県災害ボランティアセンター連絡会」による現地災害ボランティアセンターの設置訓練、日本レスキュー協会と陸上自衛隊による共同訓練等を特色及び重点として実施した。 ・多くの一般見学者の中、参加機関相互に連携の取れた訓練が展開され、住民の防災意識の高揚に成果があった。特に、会場を市街地に設けて実施したため、実践的な訓練を実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的訓練を実施するための会場設定が必要である。 ・災害弱者を考慮した実践的訓練を実施する必要がある。 ・防災意識高揚のため、住民が参加したい防災訓練を実施する必要がある。

都道府県名	訓練の概要と成果	今後の課題
山梨県	<p>6月1日(火) 勝沼市及び9月1日(水)県庁ほかにおいて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月1日の訓練は、県、市町村、消防本部、県警、自衛隊が連携した実践的な訓練を実施した。 ・地方連絡本部が現地災害対策本部を設置し、内部の連携が円滑に実施できた。 ・近県の各機関の協力を得る中で広域応援訓練を実施できた。 ・9月1日の訓練では、各人が地域防災計画による役割分担を再認識できた。また、各防災関係機関相互の情報伝達ルートの確認ができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6月1日の訓練は、毎年この日に実施することに決めているが、直近の日曜日(休日)を検討する必要がある。 ・県内各地の様々な地域で実施し、各地域の問題点を明らかにしていく必要がある。 ・9月1日の訓練は、各人の役割が日常の業務とはかけ離れているものもあり、今後、地域防災計画の見直しの中で見直しをしていく必要がある。 ・被害状況等の情報伝達ルートにも、日常に則していないものを見直す必要がある。
長野県	<p>6月2日(水) 長野市及び9月1日(水)に県庁ほかにおいて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月2日の訓練では、有事に際して即応できる体制を確立するとともに、広く防災意識の普及高揚を図り、防災体制の万全に資した。 ・広域応援訓練等により防災関係機関相互の連携強化が図られた。 ・9月1日の訓練で、県においては災害応急対策の総合調整等を実施し、円滑な本部運営を行うことができた。 ・地震防災対策強化地域の主会場である伊那市では、物資受入訓練、山崩れによる倒壊家屋からの救助訓練等が行われるなど実践的な訓練が行われた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関相互の連携強化及び住民参加をさらに推進する必要がある。
岐阜県	<p>11月7日(日) 穂積町ほかにおいて実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃尾地震が発生した10月28日前後の日曜日に、県、町村、その他の防災関係機関で実働的な訓練を実施する予定である。 	
静岡県	<p>9月1日(水) 富士市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「もう一度、一から取り組む防災訓練」を基本とした実践的な訓練、防災関係機関が連携した訓練、災害ボランティアと防災関係機関が連携した訓練、海岸線を利用した訓練(自衛隊の輸送鑑等による緊急物資の輸送、負傷者の移送訓練等)を特色及び重点として実施した。 ・住民自ら積極的に参加することを目標に、自主防災組織と事業所等の連携や防災関係機関相互の連携訓練に取り組み、災害時における相互の理解と協力体制が強化された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模会場の確保が難しいため、複数の分散会場で、規模を見直しして、より実践的な訓練にする必要がある。 ・訓練項目をさらに整理し、関係機関による、より一層連携した訓練の実施を推進する必要がある。
愛知県	<p>8月29日(日) 小牧市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住民・ボランティア主体型訓練」を訓練テーマとして、住民主体による避難所の運営訓練、自主防災組織による救助、応急救護、初期消火等の各種訓練、地域ボランティア支援本部の運営訓練、地元企業との連携訓練を特色及び重点として実施した。 ・参加機関相互の協力体制の充実、地震発生時の迅速かつ的確な応急活動の協力体制、防災意識の高揚を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災から4年が経過し、住民及び防災関係機関の防災意識が薄れているのが現状であり、訓練内容においても一過性なものになりがちである。そのため、見る訓練ではなく参加実施型を続けていける内容にする必要がある。
三重県	<p>9月4日(土) 長島町において実施予定であったが、大雨のため中止となった。</p>	

都道府県名	訓練の概要と成果	今後の課題
滋賀県	<p>9月5日(日) 八日市市ほかにおいて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型の実践的な訓練、琵琶湖を活用した訓練、都市、山地の災害対応訓練、文化財被害対応・林野火災訓練、防災関係機関の有機的な連携訓練、県地域防災計画(震災対策編)の検証を特色及び重点として実施した。 ・概ね予定した訓練項目を計画どおり実施することができ、過去最高の参加規模となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災機関の実践的な訓練の実施と訓練を通じて住民啓発効果を高める方策の検討が必要である。
京都府	<p>9月5日(日) 八幡市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目の前に起こっている被災状況に対応していく「発災対応型」訓練を実施することにより、地域住民の自主防災意識の高揚が図れた。 ・関係機関が一堂に会した訓練を通じて防災関係機関相互の連携が図れた。 ・日常生活を送っている市街地を訓練の舞台とすることにより、訓練のもつ切実感などが増大し、「自分達の街は自分達で守る」という住民の自主防災意識の高揚が図れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施地域の事情により濃淡はあるものの、今後、住民型訓練が主流となると考えられるが、防災関係機関間の専門訓練との連携が課題となってくる。自衛隊、警察、消防、日赤等救出・救助、医療、救護のより密度の濃いコンバインド訓練などの実施が必要がある。 ・住民型訓練において今回は初めてのこともあり、訓練のスムーズな進行を優先させたところがある。突発的な事象に対応できるよう、出来る限りシナリオを伏せた訓練を行う必要がある。
大阪府	<p>11月11日(木) 堺市ほかにおいて実施予定</p> <p>近畿2府7県による広域応援型、陸海空の連携、傷モデルによる医療救護、通信衛星による会場テレビ中継を特色及び重点として実施予定である。</p>	
兵庫県	<p>8月31日(火)及び9月1日(水) 姫路市ほかにおいて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西播磨地域広域防災総合訓練及び姫路市総合防災訓練と一体的となった合同訓練、8月31日から9月1日の2日間にわたって3つの会場(但馬空港、西播磨広域防災拠点、網干沖埋立地)を連携させた広域リレー型訓練等を特色及び重点として実施した。 ・地方本部訓練、緊急空路輸送訓練、西播磨広域防災拠点訓練、総ぐるみ訓練及び総合訓練の5種類を実施し、自主防災力の向上、県民の防災意識の高揚、防災要員の技能の向上、地域の防災関係機関の連携強化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参観者に分かりやすく、各機関の能力をアピールできるように工夫する必要がある。
奈良県	<p>9月2日(木) 大和郡山市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の参加、民間ボランティア団体の参加及び活動紹介を特色及び重点として実施した。 ・訓練参加機関の連携が迅速かつ適切に行われた。 ・ボランティア団体の参加が積極的になされた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練想定を当日発表する等、より実践的な訓練となるように検討する必要がある。 ・住民参加型訓練を検討する必要がある。
和歌山県	<p>8月22日(日) 粉河町において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災を教訓に、防災関係機関による倒壊家屋からの負傷者救出・救助訓練、地元住民等による災害初期対応訓練、航空機を使用する訓練等を特色及び重点として実施した。 ・複数の機関による共同訓練が多く実施でき、相互理解及び連携を図ることができた。 ・赤十字奉仕団員による大量炊き出し訓練など、住民自らによる災害救援・支援活動の訓練を実施できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年々、訓練が大規模になってきており、規模にあった訓練会場を確保することが困難となってきている。特にヘリポート及び駐車場の確保が困難である。 ・メイン会場での訓練実施以外に、地域に密着した分散型訓練の実施を検討する必要がある。

都道府県名	訓練の概要と成果	今後の課題
鳥取県	<p>9月3日(金) 境港市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域応援訓練、危険物火災防御訓練、海上災害防除訓練を特色及び重点として実施した。 ・隣接県消防防災ヘリコプターの広域応援訓練、海上保安部の巡視船と連携した救急搬送訓練、消防局・消防団 ・自衛隊・民間事業者等の合同による危険物火災防御訓練等を通じて防災関係機関相互の連携が強化された。 ・初期消火訓練や防災講演会を通じて住民の防災意識の高揚が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より実践的な訓練となるような工夫が必要である。 ・地域防災において大きな役割を持つ住民がより多く参加できるよう、日程及び訓練内容等を検討する必要がある。 ・訓練規模が大きくなるに伴い、経費の増大、訓練に必要な会場面積の増加等の問題が生じており、訓練実施方法の見直し等が必要である。
島根県	<p>6月1日(火) 桜江町において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合防災システム整備事業により整備した防災情報センター、防災情報システムを活用した災害対策本部設置運用訓練を特色及び重点として実施した。 ・防災関係機関の連携により的確に訓練が実施された。 ・県災害対策本部訓練では、防災情報システムを活用した被害状況収集の実施と衛星車載車、ヘリテレ及びテレビ会議を利用して現地訓練会場及び現地災害対策本部との連携を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災以降、訓練の規模が拡大しており、会場の確保が難しくなっている。今後は、自主防災組織等による住民参加型の訓練により災害時の対応の実効性を高めていきたい。
岡山県	<p>9月1日(水) 岡山市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風災害及び地震災害に対する防災関係機関を中心とした応急対応訓練を特色及び重点として実施した。 ・防災関係機関の連携強化と住民の防災意識の高揚に一定の成果があった。 ・今後の災害時を想定した実践的な訓練を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も住民参加の一層の推進を図りつつ、1市町村だけではなく、広域市町村で被害が生じた想定での訓練も実施していきたい。 また、被害想定についても地域の実情に沿ったものを考えていきたい。
広島県	<p>9月1日(水) 福山市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等が参加する地元に着目した訓練、阪神・淡路大震災を教訓とした実践的な訓練、風水害を想定した水防訓練、海上からの緊急物資輸送及び海中転落者の吊り上げ訓練を特色及び重点として実施した。 ・各防災関係機関及び地域住民が相互に連携することの重要性を再認識した。 ・災害時の被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練実施について県民（市町村民）への周知。 ・より多くの県民（市町村民）の参加。
山口県	<p>9月1日(水) 下関市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の災害特性を考慮した訓練、自治会等地域住民が多数参加の訓練、各種応援協定に基づく災害対応訓練、ボランティアコーディネート訓練を特色及び重点として実施した。 ・防災関係機関相互の緊密な協力体制の強化及び地域団体・住民の防災意識の高揚につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生から災害対策本部等立ち上げまでの訓練 ・より実践的な訓練
徳島県	<p>8月29日(日) 阿波町において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山林火災、水防工法等実施場所に合わせた訓練内容を拡充・実践及び啓発、地元自主防災組織の訓練参加等の住民参加の促進を特色及び重点として実施した。 ・各機関が共同して行う訓練を実施し、各機関の連携が図れた。 ・地元の住民をはじめ多くの住民の参加・見学が得られ、県民の防災意識の高揚が図れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間の間に実践的な訓練を行うと同時に、住民等の意識啓発の高揚をいかに図るかが課題である。

都道府県名	訓練の概要と成果	今後の課題
香川県	<p>9月1日(水) 仁尾町において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織による地震発生後の火災を想定した初期消火訓練、救急救命訓練において災害時の救急医療情報システム「かがわ医療情報ネットワーク」を活用した医療情報の収集を特色及び重点として実施した。 ・防災関係機関の連携強化が図られた。 ・三豊地区の県民の防災意識の一層の高揚が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・例年7月下旬に実施している水害・林野火災を想定した総合防災訓練と9月1日に実施している震災対策総合訓練を統合した総合防災訓練の実施。 ・平成12年度より稼働する香川県総合防災情報システムの活用 ・住民参加型訓練のより一層の充実。
愛媛県	<p>9月1日(水) 上浦町において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関相互の連携、地域住民・企業の参加、訓練会場が島嶼部かつ県境であることを生かし、陸海空が一体となった消火活動訓練及び広域応援訓練を特色及び重点として実施した。 ・防災関係機関、民間協力団体及び地域住民が一体となって総合的かつ有機的な訓練を実施することにより、防災体制の一層の充実強化、応急対策の機能向上及び県民に対する防災意識の普及と高揚を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の企業及び住民が主体となった訓練の実施
高知県	<p>6月4日(金) 中村市及び9月1日(水)県庁において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月4日の訓練では、訓練日程を想定する災害ごとに区分して構成、迅速的確な情報収集及び伝達、非常事態に対する適時適切な状況判断及び措置、関係機関相互の連絡及び調整、適切な災害応急措置の実施を特色及び重点として実施し、所期の目的を達成することができた。 ・9月1日の訓練では、職員参集、災害対策本部設営訓練、市町村から電子メールによる被災状況報告、放送事業者への緊急放送要請訓練、交通規制を伴う緊急輸送ルートの確保と緊急物資搬送訓練を特色及び重点として実施し、所期の目的を達成することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練内容の一層の充実を図っていく必要がある。 ・被災者の基本的生活の確保に向けた応急対策
福岡県	<p>8月31日(火) 宮田町において実施予定であったが、大雨のため中止となった。</p>	
佐賀県	<p>5月19日(水) 佐賀市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回初めて時間外（早朝）において、緊急初動班による災害発生初期段階における情報収集、災害対策本部設営に取り組み、総合訓練会場においては従来からの風水害、地震災害等を想定した各種訓練を実施した。 特に地域住民が救助隊の到着前に、住民自らの瓦礫の除去、バケツリレーによる消火活動、負傷者の搬送等の訓練に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア、地域住民の参加者拡大及び参加訓練項目の検討 ・企業等の参加
長崎県	<p>5月26日(水) 勝本町において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関・団体の連携強化、実践的な総合防災訓練による有事即応体制の確立、防災意識の高揚・普及を特色及び重点として実施した。 ・陸上訓練及び海上訓練において、実際の災害時に各防災機関が実施すべき基本的項目に加え、高度の練度を必要とする合同訓練を実施するとともに、一般参加者の参加による防災意識の高揚を目的とし、震災対策関連の訓練内容を加味した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時を想定し、他県との応援体制を念頭に入れた広域的な訓練を実施するなど、今後内容の充実を図っていく必要がある。

都道府県名	訓練の概要と成果	今後の課題
熊本県	<p>8月10日(火) 山鹿市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定どおりの訓練を実施し、十分な成果が得られた。 ・山鹿鹿本郡全市町から消防団員が参加し、防災活動に関する知識や認識を深めることができた。 ・防災関係機関で綿密な打ち合わせを行うことで、人的交流が深まり、さらなる連携の強化に期待がもてた。 ・訓練に地元の自治会や小学生、保育園児の参加があり、初期消火活動訓練や避難訓練等を実施して、住民の防災意識の高揚に十分役立った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練への参加者は普段から防災活動に関わる者がほとんどであるため、一般の人が参加しやすい訓練にしたい。 ・阪神・淡路大震災の教訓を生かした、役立つ防災訓練の内容を取り入れていきたい。
大分県	<p>8月29日(日) 臼杵市において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段、共同で訓練を行うことがない、自衛隊や県警、民間の会社と訓練を行うことにより、災害時における対応方法及び防災力の把握ができた。 ・災害時における災害対策本部の立ち上げ、防災関係機関等による防災訓練や地元住民、消防団参加の訓練が滞りなく行われた。また、広報活動により多数の一般市民が見学し、防災について考える良い機会になった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練を行う上での今後の課題は、訓練実施機関が明確な計画を立案できるかということにあると思われる。訓練を有意義なものにする為に、計画段階で実際に災害を想定して、その災害に対応する為に必要な訓練を計画することが重要である。
宮崎県	<p>5月21日(金) 串間市及び9月1日(水)県庁ほかにおいて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月21日の訓練では、災害対策本部訓練や総合対策本部訓練を行い、改定後の防災計画の検証ができた。 ・実働訓練の中に現地合同調整本部訓練を組み入れるとともに、実働訓練自体も防災関係機関が連携して実施し、防災関係機関の協力体制の確立につながった。 ・9月1日の訓練では、県職員緊急伝達訓練、津波情報伝達訓練、被害情報収集訓練に重点をおいて実施したが、全体的にはスムーズに流れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部訓練の充実
鹿児島県	<p>5月19日(水) 穎娃町において実施</p> <p>また、平成12年1月12日(水)桜島町において実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5月19日の訓練では、平成5年夏の鹿児島豪雨災害、出水市針原地区の土石流災害、阪神・淡路大震災や薩摩地方を震源とする地震災害等を教訓に実施した。 ・防災関係機関相互の連携を図るとともに、地域住民、自主防災組織、幼稚園児等災害弱者等の参加により、実践的な訓練ができた。 ・1月12日の訓練は、桜島の爆発・地震等による災害発生を想定して、防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、各種の災害応急対策を実施する予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの住民参加が得られるように、訓練内容等について検討を要する。
沖縄県	<p>9月1日(水) 名護市ほかにおいて実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初めて密集市街地のビルや道路を使用し、実践的な応急活動や救助活動等が実施できた。 ・県及び12市町村において災害対策本部の設置訓練、情報収集・伝達訓練、災害応急対策訓練が実施できた。 ・住民による初期消火、倒壊建物からの救出等を取り入れ、地域住民の訓練参加機会をつくることができた。 ・リゾート施設の観光客等を対象に津波及びホテル火災からの避難訓練及び老人福祉施設において、火災避難訓練が実施できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練実施規模の拡大 ・訓練実施調整事務の簡素化

*本表に関しては、平成11年度総合防災訓練実施結果報告より抜粋したものです。

別表1 平成11年度総合防災訓練の実施状況（平成11年9月15日現在調査）

	防災週間中		小計	防災週間以外		小計	合計		
	防災の日	その他の日		実施済	計画中				
訓練実施市町村数	582	416	998	716	591	1,307	2,305		
参加団体数	19,887	10,249	30,136	16,186	11,265	27,451	57,587		
うち住民組織数	8,719	5,640	14,359	8,797	6,108	14,905	29,264		
参加人員	2,013,343	928,362	2,941,705	1,155,117	1,242,649	2,397,766	5,339,471		
自衛隊	隊数	221	136	357	303	123	426	783	
	人	4,100	1,871	5,971	12,065	3,081	15,146	21,117	
海上保安庁（人）	1,018	359	1,377	433	483	916	2,293		
広域応援	県外消防	本部	9	2	11	24	64	88	99
		人	37	12	49	125	559	684	733
	県外警察	本部	12	5	17	7	7	14	31
		人	142	44	186	84	122	206	392
参加航空機	274	173	447	430	205	635	1,082		
参加船舶	189	83	272	309	102	411	683		

*数値については、延べ数である。

別表2 平成11年度総合防災訓練実施状況（都道府県別）

都道府県	実 施 市町村数	参加団体数		参加人員	自 衛 隊		海上保 安 序	県外消防		県外警察		参 加 航空機数	参 加 船 舶 数
		住民組織			隊	人員		本部	人数	本部	人員		
1 北海道	98	1,523	800	48,000	56	6,649	407	0	0	0	0	50	51
2 青森県	21	378	89	31,634	17	141	3	0	0	1	5	19	31
3 岩手県	27	481	158	52,268	5	79	100	0	0	0	0	11	6
4 宮城県	58	1,468	515	85,402	18	362	0	0	0	0	0	17	170
5 秋田県	56	1,030	306	137,766	8	111	24	0	0	0	0	7	2
6 山形県	46	806	417	39,339	7	113	20	2	10	1	10	33	3
7 福島県	25	1,205	259	22,073	14	329	0	1	7	1	10	22	0
8 茨城県	27	759	381	24,061	20	159	0	1	5	0	0	28	2
9 栃木県	10	216	30	9,119	7	241	0	4	20	0	0	15	0
10 群馬県	8	256	70	7,307	9	137	0	2	10	0	0	14	0
11 埼玉県	62	2,226	1,033	112,439	32	488	0	3	12	0	0	77	6
12 千葉県	70	2,134	1,222	119,382	49	415	0	0	0	0	0	37	3
13 東京都	98	3,886	2,884	284,758	30	2,964	104	4	17	2	23	44	44
14 神奈川県	56	2,366	1,662	172,424	45	497	15	1	6	0	0	32	8
15 新潟県	41	1,138	557	100,674	16	348	8	2	13	0	0	38	4
16 富山県	11	271	63	30,250	10	167	40	2	14	1	10	17	12
17 石川県	19	393	185	23,199	10	158	121	1	5	2	22	19	29
18 福井県	21	238	93	10,749	3	25	0	0	0	0	0	4	0
19 山梨県	152	2,604	1,762	202,933	12	154	0	0	0	0	0	14	0
20 長野県	201	5,707	2,785	535,310	11	288	0	0	0	0	0	28	0
21 岐阜県	74	1,115	607	90,904	17	249	0	5	21	0	0	41	0
22 静岡県	188	12,697	7,679	2,087,338	42	436	95	0	0	3	50	52	18
23 愛知県	168	4,012	1,905	445,796	39	564	89	1	5	1	15	58	10
24 三重県	128	927	427	91,229	6	157	41	0	0	0	0	11	25
25 滋賀県	35	1,187	737	82,899	25	167	3	0	0	1	20	11	20
26 京都府	18	314	101	31,925	8	202	0	1	6	1	5	15	0
27 大阪府	94	2,267	247	79,726	69	1,287	127	59	525	5	100	76	26
28 兵庫県	106	1,305	715	90,110	30	597	239	0	0	1	7	45	27
29 奈良県	7	255	158	4,223	2	34	0	2	4	1	9	4	0
30 和歌山県	28	469	173	23,562	19	244	20	0	0	1	15	28	21
31 鳥取県	23	497	231	70,423	3	107	57	0	0	1	5	11	23
32 島根県	16	118	22	2,644	2	77	0	0	0	0	0	4	0
33 岡山県	17	176	20	8,278	5	94	20	0	0	1	9	8	1
34 広島県	7	248	35	5,361	19	433	94	1	14	0	0	53	28
35 山口県	10	175	48	10,038	8	142	51	0	0	1	15	9	8
36 徳島県	18	162	35	17,294	8	117	0	1	3	0	0	8	0
37 香川県	13	132	41	4,906	3	70	9	0	0	1	11	4	1
38 愛媛県	23	186	60	5,145	2	71	29	2	10	1	7	8	21
39 高知県	83	469	241	60,516	8	77	9	0	0	0	0	11	12
40 福岡県	22	224	30	22,726	15	430	31	2	9	1	15	18	7
41 佐賀県	9	60	11	2,287	6	128	0	0	0	1	15	5	4
42 長崎県	12	393	259	8,836	15	252	58	1	7	1	2	19	10
43 熊本県	10	153	54	5,658	11	357	0	0	0	0	0	15	0
44 大分県	11	76	9	5,557	4	367	0	0	0	1	12	3	0
45 宮崎県	26	330	50	12,501	6	130	52	0	0	0	0	8	7
46 鹿児島県	37	419	77	17,052	21	329	324	1	10	0	0	22	37
47 沖縄県	15	136	21	3,450	11	174	103	0	0	0	0	9	6
計	2,305	57,587	29,264	5,339,471	783	21,117	2,293	99	733	31	392	1,082	683

*数値については、延べ数である。

別表3 平成11年度防災週間中の総合防災訓練実施状況（都道府県別）

都道府県	実 施 市町村数	参加団体数		参加人員	自 衛 隊		海上保 安 庁	県外消防		県外警察		参 加 航空機数	参 加 船 舶 数
		住民組織			隊	人員		本部	人数	本部	人員		
1 北海道	30	1,087	647	21,282	16	539	364	0	0	0	0	25	40
2 青森県	1	42	4	14,000	11	77	2	0	0	1	5	8	0
3 岩手県	9	213	53	24,360	5	79	100	0	0	0	0	10	4
4 宮城県	1	130	0	4,000	4	79	0	0	0	0	0	4	0
5 秋田県	2	86	8	7,919	5	53	0	0	0	0	0	1	0
6 山形県	11	189	71	7,172	3	78	0	1	1	1	10	8	0
7 福島県	5	199	142	7,574	9	251	0	1	7	1	10	9	0
8 茨城県	2	66	38	2,872	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 栃木県	1	30	5	1,100	1	13	0	0	0	0	0	2	0
10 群馬県	3	96	15	2,789	4	74	0	0	0	0	0	9	0
11 埼玉県	19	604	186	35,893	13	202	0	0	0	0	0	34	6
12 千葉県	36	1,241	723	75,535	28	211	0	0	0	0	0	27	1
13 東京都	32	1,767	1,107	190,533	13	727	90	4	17	2	23	36	38
14 神奈川県	32	1,693	1,296	139,963	26	301	13	0	0	0	0	22	8
15 新潟県	6	339	136	20,205	6	128	8	0	0	0	0	12	0
16 富山県	1	37	8	3,785	2	20	0	0	0	0	0	1	0
17 石川県	4	81	23	1,452	2	39	49	0	0	0	0	4	12
18 福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 山梨県	131	2,141	1,370	151,089	9	97	0	0	0	0	0	7	0
20 長野県	139	4,741	1,870	406,713	7	154	0	0	0	0	0	8	0
21 岐阜県	20	306	179	25,097	2	46	0	0	0	0	0	8	0
22 静岡県	91	8,387	3,720	1,091,381	36	357	95	0	0	3	50	48	18
23 愛知県	108	2,517	1,122	346,339	21	348	81	1	5	0	0	24	7
24 三重県	36	511	212	31,141	5	127	2	0	0	0	0	4	21
25 滋賀県	13	826	536	67,693	23	124	3	0	0	1	20	6	19
26 京都府	8	227	87	22,114	6	187	0	1	6	1	5	9	0
27 大阪府	24	430	78	30,399	28	232	27	0	0	0	0	17	4
28 兵庫県	76	569	325	68,238	21	464	192	0	0	1	7	31	21
29 奈良県	2	66	15	1,623	1	22	0	0	0	1	9	2	0
30 和歌山県	2	91	18	8,500	2	5	0	0	0	0	0	3	0
31 鳥取県	15	241	70	37,151	3	107	55	0	0	1	5	7	18
32 島根県	1	25	4	27	1	27	0	0	0	0	0	0	0
33 岡山県	6	105	12	6,243	4	58	20	0	0	1	9	5	1
34 広島県	1	64	8	1,385	15	222	64	0	0	0	0	24	18
35 山口県	5	133	33	9,038	8	142	51	0	0	1	15	9	8
36 徳島県	8	88	13	4,004	2	31	0	1	3	0	0	4	0
37 香川県	7	85	13	2,453	3	70	9	0	0	1	11	4	1
38 愛媛県	12	79	7	1,684	1	51	24	2	10	1	7	5	16
39 高知県	56	219	126	52,598	1	10	0	0	0	0	0	2	0
40 福岡県	3	22	4	587	1	12	0	0	0	0	0	0	0
41 佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42 長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43 熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44 大分県	3	9	2	2,797	1	50	0	0	0	0	0	0	0
45 宮崎県	18	208	32	9,204	0	3	25	0	0	0	0	0	5
46 鹿児島県	5	55	29	1,123	2	30	0	0	0	0	0	0	0
47 沖縄県	13	91	12	2,650	6	124	103	0	0	0	0	8	6
計	998	30,136	14,359	2,941,705	357	5,971	1,377	11	49	17	186	447	272

*数値については、延べ数である。

別表4 平成11年度「防災の日」の総合防災訓練実施状況（都道府県別）

都道府県	実施市町村数	参加団体数		参加人員	自衛隊		海上保安庁	県外消防		県外警察		参加航空機数	参加船舶数
		住民組織			隊	人員		本部	人数	本部	人員		
1 北海道	19	960	596	17,909	12	455	363					19	40
2 青森県													
3 岩手県													
4 宮城県	1	130	0	4,000	4	79						4	
5 秋田県	1	72	8	7,719	5	53						1	
6 山形県	4	66	18	2,246	3	78		1	1	1	10	4	
7 福島県	1	70	2	3,330	6	203				1	10	6	
8 茨城県	1	28	21	1,547									
9 栃木県													
10 群馬県													
11 埼玉県	3	210	26	10,948	8	191						13	6
12 千葉県	18	616	338	21,175	19	143						21	1
13 東京都	18	950	453	147,542	7	609	90	3	12	2	23	35	38
14 神奈川県	13	506	361	88,892	15	219	1					12	
15 新潟県	1	133	15	6,900	4	66	8					7	
16 富山県													
17 石川県													
18 福井県													
19 山梨県	104	1,552	897	103,928	7	85						5	
20 長野県	74	3,580	1,244	289,017	6	142						7	
21 岐阜県	10	112	36	14,358	1	30						5	
22 静岡県	67	7,855	3,348	1,040,381	33	239	95			3	50	42	10
23 愛知県	88	1,209	628	89,800	14	207	81	1	5			15	7
24 三重県	20	336	143	20,041	5	127						4	21
25 滋賀県													
26 京都府	1	32	7	2,500	1	50		1	6			2	
27 大阪府	3	65	19	4,800	17	55						7	
28 兵庫県	27	423	299	63,680	11	251	108			1	7	7	12
29 奈良県	1	31	14	800									
30 和歌山県													
31 鳥取県	1	55	50	300									
32 島根県	1	25	4	27	1	27							
33 岡山県	2	71	4	1,959	4	58	20			1	9	4	1
34 広島県	1	64	8	1,385	15	222	64					24	18
35 山口県	1	75	14	1,547	8	142	31			1	15	8	7
36 徳島県	5	61	7	2,581	2	31		1	3			4	
37 香川県	3	64	12	945	3	70	9			1	11	4	1
38 愛媛県	10	72	5	1,000	1	51	24	2	10	1	7	5	16
39 高知県	52	164	100	50,000	1	10						1	
40 福岡県	3	22	4	587	1	12							
41 佐賀県													
42 長崎県													
43 熊本県													
44 大分県	1	5	1	350	1	50							
45 宮崎県	12	180	26	8,126		3	25						5
46 鹿児島県	3	16	1	523	2	30							
47 沖縄県	12	77	10	2,500	4	112	99					8	6
計	582	19,887	8,719	2,013,343	221	4,100	1,018	9	37	12	142	274	189

*数値については、延べ数である。

別表5 平成11年度防災週間内「その他の日」の総合防災訓練実施状況（都道府県別）

都道府県	実 施 市町村数	参加団体数		参加人員	自 衛 隊		海上保 安 庁	県外消防		県外警察		参 加 航空機数	参 加 船 舶 数
		住民組織			隊	人員		本部	人数	本部	人員		
1 北海道	11	127	51	3,373	4	84	1					6	
2 青森県	1	42	4	14,000	11	77	2			1	5	8	
3 岩手県	9	213	53	24,360	5	79	100					10	4
4 宮城県													
5 秋田県	1	14		200									
6 山形県	7	123	53	4,926								4	
7 福島県	4	129	140	4,244	3	48		1	7			3	
8 茨城県	1	38	17	1,325									
9 栃木県	1	30	5	1,100	1	13						2	
10 群馬県	3	96	15	2,789	4	74						9	
11 埼玉県	16	394	160	24,945	5	11						21	
12 千葉県	18	625	385	54,360	9	68						6	
13 東京都	14	817	654	42,991	6	118		1	5			1	
14 神奈川県	19	1,187	935	51,071	11	82	12					10	8
15 新潟県	5	206	121	13,305	2	62						5	
16 富山県	1	37	8	3,785	2	20						1	
17 石川県	4	81	23	1,452	2	39	49					4	12
18 福井県													
19 山梨県	27	589	473	47,161	2	12						2	
20 長野県	65	1,161	626	117,696	1	12						1	
21 岐阜県	10	194	143	10,739	1	16						3	
22 静岡県	24	532	372	51,000	3	118						6	8
23 愛知県	20	1,308	494	256,539	7	141						9	
24 三重県	16	175	69	11,100			2						
25 滋賀県	13	826	536	67,693	23	124	3			1	20	6	19
26 京都府	7	195	80	19,614	5	137				1	5	7	
27 大阪府	21	365	59	25,599	11	177	27					10	4
28 兵庫県	49	146	26	4,558	10	213	84					24	9
29 奈良県	1	35	1	823	1	22				1	9	2	
30 和歌山県	2	91	18	8,500	2	5						3	
31 鳥取県	14	186	20	36,851	3	107	55			1	5	7	18
32 鳥根県													
33 岡山県	4	34	8	4,284								1	
34 広島県													
35 山口県	4	58	19	7,491			20					1	1
36 徳島県	3	27	6	1,423									
37 香川県	4	21	1	1,508									
38 愛媛県	2	7	2	684									
39 高知県	4	55	26	2,598								1	
40 福岡県													
41 佐賀県													
42 長崎県													
43 熊本県													
44 大分県	2	4	1	2,447									
45 宮崎県	6	28	6	1,078									
46 鹿児島県	2	39	28	600									
47 沖縄県	1	14	2	150	2	12	4						
計	416	10,249	5,640	928,362	136	1,871	359	2	12	5	44	173	83

*数値については、延べ数である。

別表6 平成11年度防災週間以外の総合防災訓練実施状況（都道府県別）

都道府県	実 施 市町村数	参加団体数		参加人員	自 衛 隊		海上保 安 序	県外消防		県外警察		参 加 航空機数	参 加 船 舶 数
		住民組織			隊	人員		本部	人数	本部	人員		
1 北海道	68	436	153	26,718	40	6,110	43	0	0	0	0	25	11
2 青森県	20	336	85	17,634	6	64	1	0	0	0	0	11	31
3 岩手県	18	268	105	27,908	0	0	0	0	0	0	0	1	2
4 宮城県	57	1,338	515	81,402	14	283	0	0	0	0	0	13	170
5 秋田県	54	944	298	129,847	3	58	24	0	0	0	0	6	2
6 山形県	35	617	346	32,167	4	35	20	1	9	0	0	25	3
7 福島県	20	1,006	117	14,499	5	78	0	0	0	0	0	13	0
8 茨城県	25	693	343	21,189	20	159	0	1	5	0	0	28	2
9 栃木県	9	186	25	8,019	6	228	0	4	20	0	0	13	0
10 群馬県	5	160	55	4,518	5	63	0	2	10	0	0	5	0
11 埼玉県	43	1,622	847	76,546	19	286	0	3	12	0	0	43	0
12 千葉県	34	893	499	43,847	21	204	0	0	0	0	0	10	2
13 東京都	66	2,119	1,777	94,225	17	2,237	14	0	0	0	0	8	6
14 神奈川県	24	673	366	32,461	19	196	2	1	6	0	0	10	0
15 新潟県	35	799	421	80,469	10	220	0	2	13	0	0	26	4
16 富山県	10	234	55	26,465	8	147	40	2	14	1	10	16	12
17 石川県	15	312	162	21,747	8	119	72	1	5	2	22	15	17
18 福井県	21	238	93	10,749	3	25	0	0	0	0	0	4	0
19 山梨県	21	463	392	51,844	3	57	0	0	0	0	0	7	0
20 長野県	62	966	915	128,597	4	134	0	0	0	0	0	20	0
21 岐阜県	54	809	428	65,807	15	203	0	5	21	0	0	33	0
22 静岡県	97	4,310	3,959	995,957	6	79	0	0	0	0	0	4	0
23 愛知県	60	1,495	783	99,457	18	216	8	0	0	1	15	34	3
24 三重県	92	416	215	60,088	1	30	39	0	0	0	0	7	4
25 滋賀県	22	361	201	15,206	2	43	0	0	0	0	0	5	1
26 京都府	10	87	14	9,811	2	15	0	0	0	0	0	6	0
27 大阪府	70	1,837	169	49,327	41	1,055	100	59	525	5	100	59	22
28 兵庫県	30	736	390	21,872	9	133	47	0	0	0	0	14	6
29 奈良県	5	189	143	2,600	1	12	0	2	4	0	0	2	0
30 和歌山県	26	378	155	15,062	17	239	20	0	0	1	15	25	21
31 鳥取県	8	256	161	33,272	0	0	2	0	0	0	0	4	5
32 島根県	15	93	18	2,617	1	50	0	0	0	0	0	4	0
33 岡山県	11	71	8	2,035	1	36	0	0	0	0	0	3	0
34 広島県	6	184	27	3,976	4	211	30	1	14	0	0	29	10
35 山口県	5	42	15	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 徳島県	10	74	22	13,290	6	86	0	0	0	0	0	4	0
37 香川県	6	47	28	2,453	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38 愛媛県	11	107	53	3,461	1	20	5	0	0	0	0	3	5
39 高知県	27	250	115	7,918	7	67	9	0	0	0	0	9	12
40 福岡県	19	202	26	22,139	14	418	31	2	9	1	15	18	7
41 佐賀県	9	60	11	2,287	6	128	0	0	0	1	15	5	4
42 長崎県	12	393	259	8,836	15	252	58	1	7	1	2	19	10
43 熊本県	10	153	54	5,658	11	357	0	0	0	0	0	15	0
44 大分県	8	67	7	2,760	3	317	0	0	0	1	12	3	0
45 宮崎県	8	122	18	3,297	6	127	27	0	0	0	0	8	2
46 鹿児島県	32	364	48	15,929	19	299	324	1	10	0	0	22	37
47 沖縄県	2	45	9	800	5	50	0	0	0	0	0	1	0
計	1,307	27,451	14,905	2,397,766	426	15,146	916	88	684	14	206	635	411

*数値については、延べ数である。

別表7 平成11年度防災週間以外9/15までの総合防災訓練実施状況（都道府県別）

都道府県	実 施 市町村数	参加団体数		参加人員	自 衛 隊		海上保 安 序	県外消防		県外警察		参 加 航空機数	参 加 船 舶 数
		住民組織			隊	人員		本部	人数	本部	人員		
1 北海道	39	230	75	13,175	28	5,242	25					17	5
2 青森県	13	271	73	12,820	5	64	1					10	30
3 岩手県	6	159	56	17,558								1	2
4 宮城県	56	1,330	513	81,222	14	283						13	170
5 秋田県	43	855	251	117,032	3	58	24					6	2
6 山形県	11	269	200	14,801	3	25						10	
7 福島県	8	172	31	6,585	3	35						5	
8 茨城県	11	437	223	11,086	16	121		1	5			23	2
9 栃木県	2	77	10	3,450	2	161		4	20			7	
10 群馬県	4	145	44	4,118	5	63		2	10			5	
11 埼玉県	37	1,550	819	71,226	18	281		2	11			40	
12 千葉県	16	667	413	31,552	15	127						8	2
13 東京都	40	1,722	1,400	81,205	12	2,172						5	
14 神奈川県	22	673	366	32,461	19	196	2	1	6			10	
15 新潟県	11	234	88	55,467	5	80		1	8			11	2
16 富山県	3	98	22	17,916	6	117	30	2	14	1	10	12	12
17 石川県	8	136	81	11,211								6	
18 福井県	12	165	61	7,337	2	15						3	
19 山梨県	19	439	386	50,970	2	42						7	
20 長野県	47	824	872	118,331	3	116						19	
21 岐阜県	30	643	391	50,907	11	99		5	21			20	
22 静岡県	23	543	475	59,423	3	19						2	
23 愛知県	49	1,288	654	88,746	16	206	8			1	15	33	3
24 三重県	15	282	166	45,643			39					2	4
25 滋賀県	14	274	145	12,972	1	40						4	1
26 京都府	3	46	9	3,181	1	15						1	
27 大阪府	15	247	44	12,545	13	217						15	
28 兵庫県	6	233	143	9,632	3	46						5	3
29 奈良県	4	174	138	2,100	1	12		2	4			2	
30 和歌山県	11	176	40	5,885	13	209	20			1	15	20	21
31 鳥取県	4	225	150	31,712			2					3	5
32 島根県	14	93	18	2,617	1	50						4	
33 岡山県	8	60	6	915	1	36						3	
34 広島県	4	103	22	1,631	3	145	30					7	10
35 山口県													
36 徳島県	9	73	21	12,890	6	86						4	
37 香川県	3	13		873									
38 愛媛県	3	32	4	1,761	1	20						2	1
39 高知県	19	132	45	5,111	6	49	9					7	6
40 福岡県	19	202	26	22,139	14	418	31	2	9	1	15	18	7
41 佐賀県	8	43	7	1,287	5	128				1	15	5	4
42 長崎県	8	343	214	7,071	14	212	58	1	7	1	2	17	10
43 熊本県	9	144	53	4,958	11	357						15	
44 大分県	4	53	4	1,637	2	217				1	12	3	
45 宮崎県	5	105	13	2,898	6	127	27					8	2
46 鹿児島県	21	206	25	7,060	10	159	127	1	10			12	5
47 沖縄県													
計	716	16,186	8,797	1,155,117	303	12,065	433	24	125	7	84	430	309

*数値については、延べ数である。

別表8 平成11年度防災週間以外9/16以降に計画している総合防災訓練実施状況（都道府県別）

都道府県	実施市町村数	参加団体数		参加人員	自衛隊		海上保安	県外消防		県外警察		参加航空機数	参加船舶数
		住民組織			隊	人員		本部	人数	本部	人員		
1 北海道	29	206	78	13,543	12	868	18					8	6
2 青森県	7	65	12	4,814	1	**	**					1	1
3 岩手県	12	109	49	10,350									
4 宮城県	1	8	2	180									
5 秋田県	11	89	47	12,815									
6 山形県	24	348	146	17,366	1	10	20	1	9			15	3
7 福島県	12	834	86	7,914	2	43						8	
8 茨城県	14	256	120	10,103	4	38						5	
9 栃木県	7	109	15	4,569	4	67						6	
10 群馬県	1	15	11	400									
11 埼玉県	6	72	28	5,320	1	5		1	1			3	
12 千葉県	18	226	86	12,295	6	77						2	
13 東京都	26	397	377	13,020	5	65	14					3	6
14 神奈川県	2	**	**	**									
15 新潟県	24	565	333	25,002	5	140		1	5			15	2
16 富山県	7	136	33	8,549	2	30	10					4	
17 石川県	7	176	81	10,536	8	119	72	1	5	2	22	9	17
18 福井県	9	73	32	3,412	1	10						1	
19 山梨県	2	24	6	874	1	15		**	**	**	**		
20 長野県	15	142	43	10,266	1	18						1	
21 岐阜県	24	166	37	14,900	4	104						13	
22 静岡県	74	3,767	3,484	936,534	3	60						2	
23 愛知県	11	207	129	10,711	2	10						1	
24 三重県	77	134	49	14,445	1	30						5	
25 滋賀県	8	87	56	2,234	1	3						1	
26 京都府	7	41	5	6,630	1							5	
27 大阪府	55	1,590	125	36,782	28	838	100	59	525	5	100	44	22
28 兵庫県	24	503	247	12,240	6	87	47					9	3
29 奈良県	1	15	5	500									
30 和歌山県	15	202	115	9,177	4	30						5	
31 鳥取県	4	31	11	1,560								1	
32 島根県	1	**		**								**	**
33 岡山県	3	11	2	1,120									
34 広島県	2	81	5	2,345	1	66		1	14			22	
35 山口県	5	42	15	1,000									
36 徳島県	1	1	1	400									
37 香川県	3	34	28	1,580									
38 愛媛県	8	75	49	1,700			5					1	4
39 高知県	8	118	70	2,807	1	18						2	6
40 福岡県													
41 佐賀県	1	17	4	1,000	1	**							
42 長崎県	4	50	45	1,765	1	40						2	
43 熊本県	1	9	1	700									
44 大分県	4	14	3	1,123	1	100							
45 宮崎県	3	17	5	399									
46 鹿児島県	11	158	23	8,869	9	140	197					10	32
47 沖縄県	2	45	9	800	5	50						1	
計	591	11,265	6,108	1,242,649	123	3,081	483	64	559	7	122	205	102

* 数値については、延べ数である。

**未定

別表9 南関東、東海地域における平成11年度総合防災訓練実施状況（平成11年9月15日現在調査）

都県及び政令市		防災週間中			防災週間以外			合計
		防災の日	その他の日	小計	実施済み	計画中	小計	
茨城県	市町村数	1	1	2	11	14	25	27
	団体数	28	38	66	437	256	693	759
	参加人員	1,547	1,325	2,872	11,086	10,103	21,189	24,061
栃木県	市町村数	0	1	1	2	7	9	10
	団体数	0	30	30	77	109	186	216
	参加人員	0	1,100	1,100	3,450	4,569	8,019	9,119
群馬県	市町村数	0	3	3	4	1	5	8
	団体数	0	96	96	145	15	160	256
	参加人員	0	2,789	2,789	4,118	400	4,518	7,307
埼玉県	市町村数	3	16	19	37	6	43	62
	団体数	210	394	604	1,550	72	1,622	2,226
	参加人員	10,948	24,945	35,893	71,226	5,320	76,546	112,439
千葉県	市町村数	18	18	36	16	18	34	70
	団体数	616	625	1,241	667	226	893	2,134
	参加人員	21,175	54,360	75,535	31,552	12,295	43,847	119,382
東京都	市町村数	18	14	32	40	26	66	98
	団体数	950	817	1,767	1,722	397	2,119	3,886
	参加人員	147,542	42,991	190,533	81,205	13,020	94,225	284,758
神奈川県	市町村数	13	19	32	22	2	24	56
	団体数	506	1,187	1,693	673	0	673	2,366
	参加人員	88,892	51,071	139,963	32,461	0	32,461	172,424
山梨県	市町村数	104	27	131	19	2	21	152
	団体数	1,552	589	2,141	439	24	463	2,604
	参加人員	103,928	47,161	151,089	50,970	874	51,844	202,933
長野県	市町村数	74	65	139	47	15	62	201
	団体数	3,580	1,161	4,741	824	142	966	5,707
	参加人員	289,017	117,696	406,713	118,331	10,266	128,597	535,310
岐阜県	市町村数	10	10	20	30	24	54	74
	団体数	112	194	306	643	166	809	1,115
	参加人員	14,358	10,739	25,097	50,907	14,900	65,807	90,904
静岡県	市町村数	67	24	91	23	74	97	188
	団体数	7,855	532	8,387	543	3,767	4,310	12,697
	参加人員	1,040,381	51,000	1,091,381	59,423	936,534	995,957	2,087,338
愛知県	市町村数	88	20	108	49	11	60	168
	団体数	1,209	1,308	2,517	1,288	207	1,495	4,012
	参加人員	89,800	256,539	346,339	88,746	10,711	99,457	445,796
三重県	市町村数	20	16	36	15	77	92	128
	団体数	336	175	511	282	134	416	927
	参加人員	20,041	11,100	31,141	45,643	14,445	60,088	91,229
千葉市	市町村数	1	0	1	0	0	0	1
	団体数	247	0	247	0	0	0	247
	参加人員	5,271	0	5,271	0	0	0	5,271
川崎市	市町村数	1	4	5	3	1	4	9
	団体数	140	53	193	16	5	21	214
	参加人員	3,000	2,794	5,794	1,149	320	1,469	7,263
横浜市	市町村数	1	0	1	0	0	0	1
	団体数	48	0	48	0	0	0	48
	参加人員	3,285	0	3,285	0	0	0	3,285
合計	市町村数 ***	416	234	650	315	277	592	1,242
	団体数	16,954	7,146	24,100	9,290	5,515	14,805	38,905
	参加人員	1,827,629	672,816	2,500,445	649,118	1,033,437	1,682,555	4,183,000

* 数値については、延べ数である。

** 未定

*** 千葉市、川崎市、横浜市を含む。

「災害救助犬の出動に関する協定」の締結

大隅曾於地区消防組合 消防長 上野 淳一



大隅曾於地区消防組合は、鹿児島県大隅半島の東部に位置し、東は宮崎県、西は大隅肝属地区消防組合、垂水市及び国分地区消防組合に隣接し、南には志布志湾をひかえ、北は霧島連山につながる面積871平方キロメートル、南北40キロメートル、東西35キロメートルにおよぶ地形であります。また、中央部に国道269号線が南北に走り、南部の海岸線沿いに国道220号線、北部の財部、末吉境に国道10号線が東西にのびております。

管轄区域は、鹿児島県曾於郡の大隅町、輝北町、財部町、末吉町、松山町、志布志町、有明町及び大崎町の8か町で構成され、人口10万4千人、4万1千世帯にのぼります。なお肥沃な土地を利用して、米作り・畜産・園芸などの農業経営が盛んに行われております。

今後、東九州自動車道や志布志港の整備により、南に面した玄関口、南九州の物流拠点基地として、ますます発展していくものと期待されます。

さらに、当地域の各構成町には、海、山、川の豊かな自然を活かしたキャンプ場や温泉施設等が整備され、交流と安らぎを与えております。

消防組合は、昭和52年4月に消防事務の一部事務組合として発足し1本部・2署・2分署の常備消防体制を構築しますとともに、発足以来組織、装備等を順次整備してまいりました。

そこで、このような状況を踏まえ各般の施策を強力に推進していくため、目標年次を10か年とする「総合整備計画」を平成7年11月に策定し、合わせて、職員定数につきましても、平成13年度までに108名体制を目指し、さらに一人ひとりの資質・能力を高めてまいりたいと思っております。

消防通信施設につきましても平成11年4月には、旧来の消防通信システムを一局集中しますとともに、通信指令室の新築及び最新のコンピュータ技術を駆使した消防緊急通信指令システムの導入を図りまして、災害地点の決定が迅速・正確に行えるようになり、出動までの時間が飛躍的に短縮できるように取り組んでまいりました。

また、消防無線中継施設の設置による無線不感地帯の解消及び防災無線等集中制ぎょ装置の導入による管内のそれぞれの町で非常時の情報伝達手段の異なる防災行政無線・有線放送・オフトーク放送の装置を一括集中制ぎょし、消防団招集等の非常放送をはじめ管内のすべての住民への緊急時の放送が迅速かつ確実に進めるように進めてまいりました。さらに、聴覚障害者の方々の119番に代わる緊急連絡用として他の用途には使用しない専用回線を設置し、「ヘルプファックス」として運用することなどや住民の高齢化の顕著な進展に伴う一人暮らしのお年寄りの方々をはじめとするいわゆる災害弱者といわれるの方々から受け付ける「緊急通報システム」のセンター設備も導入するなど「消防福祉」の面からも住民の期待に応えられるよう努めてまいりました。

すなわち、今日の消防は、これまでとは異なった新しい時代環境の中の変化に十分対応すべく消防・救急業務において、質の高い行政執行のもと住民生活の安全の確保に向け、さらに消防がその使命を十分に果たすよう着実に整備を進めているところであります。

ところで、当地区は南九州特有のシラス台地であるとともに、集中豪雨や台風の常襲地帯でもあることから、がけ崩れや倒壊家屋による生

き埋め事故等の災害発生の可能性が高い地域性を有しております。

このようなことから、私ども消防組合は、今般、管内に発足した「大隅災害救助犬クラブ」と災害時の人命救助に災害救助犬を有効に活用しようとして「災害救助犬の出動に関する協定」を締結いたしました。

災害救助犬は、阪神・淡路大震災、鹿児島県出水市の土砂災害、本年発生したトルコ地震及び台湾大地震等におきまして第一線で活躍しているところがテレビ等で頻繁に報道されている



ところであります。

犬は、人間の数千倍から数万倍ともいわれる嗅覚や優れた聴覚など驚くべき能力を有しているといわれております。この能力を活かし、地雷や土砂災害時の人命検索活動が必要な災害において、生存者を発見するために専門的に訓練された犬を災害救助犬といい、倒壊した建物や土砂災害現場での喧騒のなかでも集中して人命検索ができ、足跡やその他の痕跡のない不特定多数のにおいが存在する状況でも生存者を発見できるよう訓練されております。

災害時に、災害救助犬と指導手がチームとなって人命検索に当たる訳ですが、今回この指導手の方々が災害時の専門的ボランティアとして協定に応じてくださいました。

消防組合としても、この協定締結を期に、「地域住民が安全で安心して住める豊かな町づくり」を推進できるよう、より充実した防災体制を目指してまいります。

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 広報資料・3月分 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

☆ 3月7日は消防記念日

(総務課)

明治13年、当時の内務省警視局に消防本部が設けられ、わが国に初めて公設消防の制度が発足し、常備消防と消防組と呼ばれた現在の消防団に相当する義勇消防という、二本立ての消防制度が確立されてから110余年の歳月が流れ、わが国の近代国家としての歩みとともに消防力の整備拡充が図られてきました。その間、画期的な改革が行われたのは昭和23年の消防組織法及び消防法の施行であります。この改革により消防は警察から分離独立して、市町村が管理する「自治体消防」として新しく生まれ変わったのであります。

消防記念日は、消防組織法施行2周年を迎えた昭和25年に設定されました。その趣旨は広く

消防関係職員及び住民の方々に「自らの地域を自らの手で火災その他の災害から守る」ということへの理解と認識を深めていただくというものです。

消防の任務は、消防組織法第1条に、「国民の生命、身体及び財産の火災からの保護」とうたわれています。これは言い換えると、火災に対して予防、警戒、鎮圧、救護等あらゆる方法により国民の生命、身体及び財産を守ること、ということであります。

従来消防の任務が火災の鎮圧にあったのに対し、「自治体消防」は火災を起こさないための予防、そして警戒、さらに救護と火災における多くの責任を担うこととなったのであります。

なお、昭和37年に災害対策基本法が制定されたのにもない、昭和38年消防組織法も一部改

正され、消防の任務に、「水火災又は地震等の災害の防除」が、新たに加えられました。

☆少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ

(防 災 課)

火災を予防し災害から身を守るためには、家庭、職場を問わず、住民一人ひとりが、日頃から、出火防止や、火災や災害が発生した場合の初期消火、消防機関への通報、早期避難など正しい防火・防災についての知識を身につけておくことが大切です。

少年消防クラブは、子供の頃から火災予防に関する知識などを身につけることにより、学校や家庭などにおいて防火・防災意識を高めることを目的とする組織で、おおむね10歳から15歳までの少年少女の皆さんにより構成されています。

平成11年5月1日現在、全国で約6,100団体、約49万人のクラブ員が活動しています。クラブの活動内容は、地域によって多少異なっていますが、その主な活動内容は次のとおりです。

○講習会等への参加

防火・防災講習会や救急教室などに参加し、火災のメカニズム、火災予防や初期消火の方法、怪我をしたときの応急手当などを体験したり学習したりしています。

また、夏休みなどを利用して、消防学校に体験入校するなどして、ロープを使った救助訓練、消防車への試乗、炊飯訓練などを行っています。

○研究会記録等の配布

防火・防災に関する研究発表会等を行い、その記録を印刷して、その都度、各家庭に配付し、火災予防や防火思想の普及に効果をあげています。

○ 弁論大会

クラブ員による防火・防災弁論大会を行い、防火・防災思想の啓発に効果をあげています。

○ 火災予防運動への参加

火災予防運動期間中に、クラブ員が分担して各種の資料を集め、これらに基づき図表や図画等を作り「こども防災展」等を開催したり、クラブ員の作ったポスター等を町の商店街等に展示するなど、火災予防運動に参加しています。

○ 防火パトロールの実施

年末を中心に地域の住民の方々に火災予防を呼びかけるための夜間防火パトロールを行っています。

このような防火・防災に関する啓発活動のほか、レクリエーション活動やボランティア活動等が主な活動内容となっています。

以上のような活動を通じて、体験したことや学習したことが、家庭での火災予防、ひいては地域における防火・防災思想の普及に大きな成果をあげています。

平成10年中は、全国で一日に約149件の火災が発生し、一年間に約2千人もの方々が亡くなっています。また、我が国は台風をはじめとする自然災害により、毎年大きな被害がもたらされています。このような火災や自然災害から身を守るためには、地域の一人ひとりが「自分で守る、みんなで守る」という普段からの心構えが何よりも大切であり、次代を担う少年消防クラブの皆さんの活動は、今後さらに重要なものとなっています。

火災や災害のない安全なまちづくりのためには、一人でも多くの子供達がこれらの活動に積極的に参加していただきたいものです。

☆春の行楽期における火災の被害防止

(予 防 課)

春の行楽シーズンの到来とともに、屋外での活動が増えてきます。しかし、この時期は降水量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなどの林野火災が発生しやすい気候条件となる 경우가多く、火災発生が増加が懸念されます。平成10年中の林野火災の出火件数は1,913件で、月別にみるとその発生時期は地域によって必ずしも一定していませんが、全林野火災の43.1%に当たる825件が3、4月の春に発生しています。また、主な原因別にみると、たき火が504件(26.3%)、たばこが296件(15.5%)、火入れが210件(11.0%)の順となっています。これは、春になって暖かくなり山などに出かける人が多くなり、山でのたき火による火の粉の飛び火、たばこの投げ捨て、マッチ・ライターでの火あそびなどによるものです。このような火災を少しでもなくすためには、レジャーを楽しむ一人ひとりが注意することが必要です。

◎ 春の行楽期を楽しいものにするために、次の事項を守ってください。

- 1 たき火をする際は近くに水のはいったバケツなどを用意し、万一、火が拡大した際にすぐに消火できるようにしておく。
- 2 たばこは灰皿などがあるところで吸い、投げ捨てなどは絶対にしない。
- 3 紙屑などのゴミ類は火災発生の原因、延焼拡大の原因となるため各自のゴミはきちんと持ち帰る。

また、行楽期は家族旅行等で旅館・ホテルなどの宿泊施設を利用する人が多くなり、それに伴い、宿泊施設での火災の発生が増え、火災が発生した場合の危険性も高くなります。そのうえ、いったん発生すると多数の死者を生じる大惨事にもなりかねません。旅館・ホテル等の関係者の方は、火災を起こさないような予防対策を講じることはもちろんですが、宿泊者の皆様

も寝たばこなどにより火災を起こさないように気をつけ、万一火災が起きた際の避難経路の確認など施設を利用する上での注意をよく守って下さい。

◎ 旅館・ホテル等を利用される宿泊者の方は、次の事項に注意して下さい。

1 避難経路の確認

旅館・ホテル等で火災が発生した場合、宿泊者が施設に不案内なため避難経路が分からず、逃げ場を失って犠牲となる事例が多くあります。宿泊室から2方向以上の避難経路を実際に歩くなどして確認するとともに、非常用の懐中電灯や避難器具等の確認もしておきましょう。

2 たばこの処理

寝たばこや吸い殻の投げ捨てなどの宿泊客のたばこの不始末によって多くの火災が発生しています。寝たばこは絶対にしないのはもちろんのこと、たばこは所定の喫煙場所で吸うよう心がけるとともに、吸い殻の始末をきちんと行い、マナーを守った喫煙を心がけましょう。

3 「適マーク」について

旅館・ホテル等で玄関やフロントに表示してある「適マーク」は、その施設が防火管理等、消防用設備等及び建築構造等において一定の防火基準に適合していることを表示するマークです。もちろん、「適マーク」が表示された施設では絶対火災などが発生しないということではありませんが、建物、施設の防火安全の目安となるマークですので、旅館・ホテル等を選ぶときには「適マーク」を目安の一つとして下さい。

これらのことを守り、レジャーを楽しむ人が各自で防火に関する正しい知識を持ち、火災のない行楽期にしたいものです。

☆防火管理の充実

(予 防 課)

「防火管理」とは、ソフト面における火災予防の充実を図り、火災が発生した場合に人命の安全確保、火災の拡大の防止を図るもので、消防法第8条に規定されています。消防法で定める収容人員が一定以上の防火対象物（学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店、複合用途対象物、その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物）の管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を選任し、所轄消防長又は消防署長に届出ることが義務づけられています。

また、防火管理者は防火管理講習を修了した者など、一定の資格を有する者のうち、管理的又は監督的な地位にある者でなければなりません。これは、防火管理者の職務は、火災及び消防に関し高度な知識を必要とし、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行しなければならないからです。

高層建築物や地下街等で管理権原が分かれている場合は、火災が発生した際の混乱と惨事を防ぐため、相互の連絡協力と建物全体としての防火管理が不可欠であることから、各管理権原者があらかじめ防火管理上必要な事項を協議し、共同で一体的な防火管理を実施することの必要性が消防法第8条の2に規定されています。

《防火管理者が行う防火管理業務》

- 消防計画の作成
- 消火・通報・避難訓練の実施
- 消防用設備等の点検及び整備
- 火気の使用又は取扱いに関する監督
- 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- 収容人員の管理
- その他防火管理上必要な業務

防火管理者が適正な防火管理業務を行うために最初に行わなければならないことは、消防計画の作成であり、消防計画に基づいて防火管理上必要な業務を実施します。

《消防計画に定める事項》

- 自衛消防の組織に関すること
- 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること
- 消防用設備等の点検及び整備に関すること
- 避難通路、避難口、安全区画、排煙又は防煙区画その他避難施設の維持管理及びその案内に関すること
- 防火壁、内装その他の防火管理上の構造の維持管理に関すること
- 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること
- 防火上必要な教育に関すること
- 消火、通報及び避難の訓練に関すること
- 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること
- 防火管理について消防機関との連絡に関すること
- 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気使用又は取扱いの監督に関すること
- その他防火対象物における防火管理に関し必要な事項

平成11年3月31日現在において、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物のうち、防火管理者を選任しその旨を消防機関に届け出ているものは73.7%、消防計画を作成し消防機関に届け出ているものは64.1%となっています。火災の予防を効果的に行い、火災が発生した際の被害を最小限にとどめるためには、実態に即した防火管理体制を確立し、充実した防火管理を行うことが必要です。防火対象物における防火安全対策について消防機関にすべて依存することなく、自らが火災を防ぎ、また、万が一火災が発生したときには消防機関への通報、避難誘導、初期消火等を行うよう心がけましょう。

国際緊急援助活動に係る消防庁長官表彰及び感謝状贈呈について

(総務課)

消防庁では、台湾で発生した地震災害に際し、国際消防救助隊として同国に派遣され功労のあった国際消防救助隊員に対する表彰並びに消防庁長官の要請に基づき隊員を派遣された消防本部に対する感謝状の贈呈を下記のとおり行いました。

記

1 表彰式

- (1) 日時 平成11年12月2日(木) 16時20分から
 (2) 場所 JTビル7階 自治省講堂(港区虎ノ門2-2-1)

2 受章者等

(1) 消防庁長官表彰(国際協力功労章) 受章者(46名)

消防庁救急救助課	広域消防応援対策官	北出 正俊	仙台市消防局	消防士長	小林 邦彦
消防庁防災課	災害対策官	吉田 悦教	〃	消防士	小畑 真美
消防庁救急救助課	自治技官	大嶋 文彦	千葉市消防局	消防司令補	野崎 通男
東京消防庁	消防司令長	鈴木唯一郎	〃	消防司令補	石川 敦
〃	消防司令長	大曾根 隆	〃	消防士長	秋庭 利行
〃	消防司令	河村 良一	京都市消防局	消防司令	濱田 康寛
〃	消防司令補	幾田 雅明	〃	消防士長	松野 芳則
〃	消防司令補	榎本 暁	〃	消防士長	山本 昇
〃	消防司令補	三宮 昭太	〃	消防士	武村 直樹
〃	消防司令補	瀬戸 清	松戸市消防局	消防司令補	菊池 要二
〃	消防司令補	千葉 稔	〃	消防司令補	市川 敬章
〃	消防司令補	藤井誠一郎	川口市消防本部	消防司令補	小倉 務
〃	消防司令補	巻田 隆史	〃	消防士長	佐藤 治之
〃	消防司令補	倉持 定美	新潟市消防局	消防司令補	新保 敏之
〃	消防士長	黒澤 勝	〃	消防士長	古山 透
〃	消防士長	佐藤 博	岡山市消防局	消防司令補	竹本 光信
〃	消防士長	武藤 久	〃	消防士長	森野 和直
〃	消防士長	吉岡 利之	倉敷市消防局	消防司令補	杉原 正一
〃	消防副士長	金野 秀行	〃	消防士長	名越 康雄
〃	消防副士長	木村 久一	佐世保市消防局	消防司令補	太田 輝久
〃	消防副士長	八城 国弘	〃	消防士長	吉田 安孝
仙台市消防局	消防司令補	伊香 修司	鹿児島市消防局	消防司令	山下 裕二
〃	消防司令補	熊谷 光晴	〃	消防司令補	松下 剛

(2) 消防庁長官感謝状贈呈機関(11機関)

東京消防庁	松戸市消防局	倉敷市消防局
仙台市消防局	川口市消防本部	佐世保市消防局
千葉市消防局	新潟市消防局	鹿児島市消防局
京都市消防局	岡山市消防局	

災害ボランティア連絡協議会の開催について

防 災 課

近年、災害時のボランティア活動の有用性が国民に広く浸透し、各分野でボランティア団体や専門知識を有するボランティアが増加しています。

しかし、ボランティア活動とは本来各個人の意思と責任に基づいて行われる活動でもあることから、行政機関として作業依頼や活動支援をどのように行うべきであるか十分に整理されていない場合が少なくありません。

ボランティア活動を行う側からも、被災地の被害情報や各施設における必要人員数などの情報交換や、ボランティアの活動拠点の整備、ボランティア活動に関して発生する事故等への補償について行政機関が支援することが必要であるという意見も出ており、改めて、災害ボランティア活動と行政機関の関係、特に、防災担当部局として災害時の災害ボランティア活動に対する協力について整理することが求められています。

そこで消防庁では、平成11年11月26日に全道府県消防防災担当課長、全政令指定都市防災担当課長、東京消防庁防災課長及び消防庁防災課長を構成員とする「災害ボランティア連絡協

議会」を設置しました。この協議会の場において、全国の防災担当者の意見交換を通じて、行政機関として災害時に災害ボランティア活動に対してどのような協力ができるか検討することとしています。

実際には、各行政機関においては、ボランティア対応の窓口は多岐にわたっておりますが、この協議会では、行政機関の災害対応の前面に立つ防災部局として、防災活動の一部を構成する災害ボランティア活動にどのように対応すべきか連絡、検討することとしています。

第1回会合では、阪神・淡路大震災の経験を元にボランティア活動の支援を行っている兵庫県、県内の市町村のネットワークや各地域のボランティア団体のネットワーク化が進んでいる神奈川県、災害時の消防活動支援を目的としたボランティアの訓練を行っている東京消防庁にそれぞれ事例を紹介していただきました。

今後も、実際にボランティア活動を経験した人の意見なども聞きながら、行政機関と災害ボランティアとの円滑な協力体制の構築に向けた議論を進めていく予定です。

1月の広報テーマ

☆文化財防火デー

☆消火栓の付近での駐車禁止

☆電気器具の安全な取扱い

☆1月17日は「防災とボランティアの日」

編集後記

心配していたY2Kによる災害もなく、無事西暦2000年を迎えることができました。今回の年越しは、人間にとって「便利な道具」であるはずのコンピュータが「不便利な道具」に変貌し、すっかり振り回されてしまったようです。「便利な道具」であるコンピュータからの人間に対する忠告だったのかも知れません。

さて、全国の各消防本部におかれましては、様々な趣向を凝らした消防出初式を実施され、気持ちを新たにされたところと思います。

これから春にかけて本格的な火災シーズンとなり、消防機関の方々にとっては、大変忙しい時期となります。また、寒さも一段と厳しくなりますので、事故等に十分注意し、気を引き締めて頑張ってくださいと思います。

本年も、より充実した「消防の動き」を発刊していこうと思っておりますので、引き続きご愛読の程、よろしくお願いいたします。

(K.F)

消防庁ホームページ
<http://www.fdma.go.jp>

編集発行
消防庁総務課
〒105-8489 東京都港区虎ノ門
2丁目2番1号
TEL 03(5574)0121
